

第3期

日出町 子ども・子育て 支援事業計画

こどもまんなか 日出で子育て みんなで子育て



令和7年3月
日出町

はじめに

本町は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期日出町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもや子育て家庭を対象に、子ども・子育て支援を推進してきました。

国においては、令和5年4月に、「こども基本法」が施行されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

この度、これまでの5年間の計画期間が終了することに伴い、子育て家庭のニーズを把握するとともに、現行施策の進捗状況や実績評価等を踏まえ、日出町子ども・子育て会議及び庁内での議論を重ね、「第3期日出町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、これまでの計画の基本理念に、こども大綱の「こどもまんなか社会」の考え方を加えた「こどもまんなか 日出で子育て みんなで子育て」を基本理念とし、地域全体でこどもの成長を見守り、子育てを助け合えるまちを目指しています。行政だけではなく、地域や関係機関の方々と連携して本計画を推進し、日出町が未来の宝である多くの子どもたちの元気な声があふれ、「子育てをするならやっぱり日出町」と子育て世帯の皆様実感していただけるよう努めてまいります。

結びに、計画の策定にあたり、本町の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の事業量等の把握のために調査を行いましたところ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、たくさんの皆様にご協力をいただきました。また、「日出町子ども・子育て会議」の委員の皆様には長きにわたり計画策定の議論を重ねていただきました。貴重なご意見を賜り、厚く御礼申し上げます。



令和7年3月

日出町長 安部 徹也

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	2
3 計画の位置づけ	2
4 国・県の動向	3
(1) 国の動向	3
(2) 県の動向	4
5 計画期間	4
6 町民意見の反映	4
7 計画の策定体制	4
第2章 日出町のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	5
1 人口・世帯の動向	6
(1) 人口の動向	6
(2) 世帯の状況	7
(3) 児童扶養手当受給世帯の推移	8
2 婚姻・出生の動向	9
(1) 婚姻件数・離婚件数の推移	9
(2) 未婚率の推移	9
(3) 出生数の推移	10
(4) 合計特殊出生率の推移	10
3 就労の状況	11
(1) 女性の就労の状況	11
(2) 従業上の地位別従業者数の状況	12
4 実態調査（アンケート調査）からみるこども・家庭の状況	13
(1) 実態調査（アンケート調査）の実施概要	13
(2) 実態調査（アンケート調査）結果の概要	14
5 ひとり親家庭実態調査アンケート結果の概要	26
(1) ひとり親家庭実態調査の概要	26
6 ヒアリング調査結果の概要	28
(1) ヒアリング調査の実施概要	28
(2) ヒアリング調査の結果概要	28
7 第2期計画の実施状況と評価	30
(1) 地域における子育ての支援	30
(2) 母とこどもの健康の確保及び増進	30
(3) こどもの教育環境の整備	31

(4) 子育てを支援する生活環境の整備	31
(5) こども等の安全の確保	31
(6) 職業生活と家庭生活の両立の支援	32
(7) 配慮が必要なこどもと家庭への取組の推進	32
(8) 事業目標と実績	33
8 こども・子育て家庭を取り巻く課題の整理	35
9 計画の方向性	38
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	40
2 基本的な視点	41
3 計画の基本目標	42
4 計画の体系	43
第4章 施策の展開	45
基本目標1 こどもに共通の支援	46
施策目標1 こどもが権利の主体であることの社会全体での共有	46
施策目標2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	47
施策目標3 こどもへの切れ目ない保健・医療の提供	49
施策目標4 こどもの貧困対策	50
施策目標5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	51
施策目標6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	52
施策目標7 こどもを犯罪などから守る取組	53
基本目標2 こどもの成長に応じた支援	54
施策目標1 こどもの誕生前から幼児期まで	54
施策目標2 学童期・思春期	59
基本目標3 子育て家庭への支援	62
施策目標1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	62
施策目標2 地域子育て支援、家庭教育支援	63
施策目標3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	65
施策目標4 ひとり親家庭への支援	66
第5章 子ども・子育て支援事業の実施計画	67
1 教育・保育の提供区域の設定	68
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策	69
(1) 保育の必要性の認定	69
(2) 量の見込み	69
(3) 確保の方策	70
(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進	72

(5) 幼児期の学校教育・保育施設の質の向上	73
(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	73
(7) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	73
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	74
(1) 利用者支援事業	75
(2) 延長保育事業（時間外保育事業）	76
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	76
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	79
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	80
(6) 養育支援訪問事業	80
(7) 子育て世帯訪問支援事業	81
(8) 児童育成支援拠点事業	81
(9) 親子関係形成支援事業	82
(10) 地域子育て支援拠点事業	82
(11) 一時預かり事業	83
(12) 病児・病後児保育事業	84
(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	84
(14) 妊婦健康診査事業	85
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	85
(16) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	86
(17) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	86
(18) 妊婦等包括相談支援事業	87
(19) 産後ケア事業	87
(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	88
第6章 計画の推進体制	89
1 関係機関との連携・協働	90
2 進捗状況の点検・評価	90
3 事業目標	91
資料編	93
1 日出町子ども・子育て会議条例	94
2 子ども・子育て会議委員一覧	96
3 計画策定の経緯	99

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景

国においては、これまで待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化等、こども・子育てに関する施策の充実に取り組んできました。令和5年4月には「こども基本法」が施行され、次代の社会を担う全てのこどもが、健やかに成長することができ、将来にわたって、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための施策や取組が進められています。

本町では、令和2年3月に「第2期日出町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、令和2年度から令和6年度を計画期間として、こども・子育て支援に関する取組を進めてきました。さらに、令和5年8月に大分県及び県内18市町村と合同で「こどもまんなか応援サポーター」の就任を宣言し、こども・子育て支援の充実に取り組んでいるところです。

2 計画策定の目的

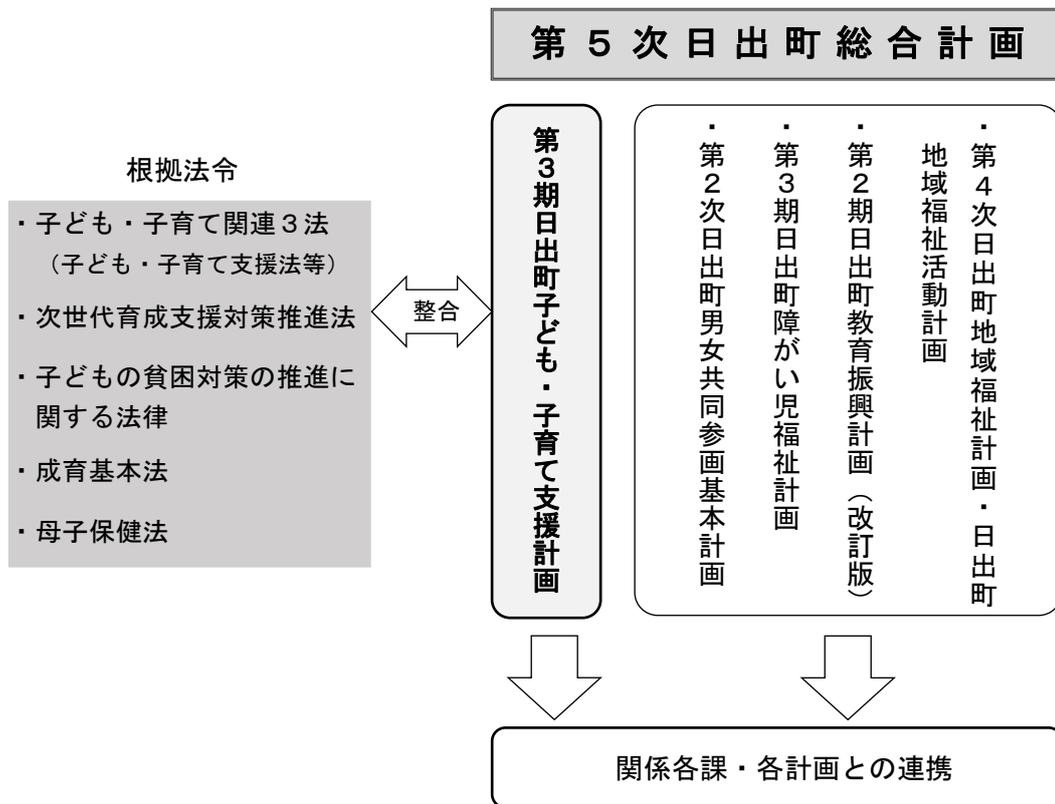
第2期計画が令和6年度をもって終了することから、社会情勢、国の動向等、本町のこどもと家庭を取り巻く状況を踏まえ、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期日出町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、日出町のこども・子育て支援に関する総合的な計画であり、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、第2期計画と同様に、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、本計画の一部を子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」、「成育基本法」に基づく成育医療等基本方針（令和5年3月31日）に規定された「市町村母子保健計画」として位置づけます。

本計画は上位計画である「第5次日出町総合計画」の部門計画として策定し、策定にあたっては、国・大分県の関連計画及び本町の各種計画等との整合を図ります。

【関連計画等との連携】



4 国・県の動向

(1) 国の動向

第2期計画が策定されて以降、下記のように子ども・子育て支援に関して制度改正等が行われています。

【子ども・子育て支援に関する国の動向】

時 期	概 要
令和5年4月1日	「こども基本法」が施行
令和5年12月22日	こども基本法第9条に基づき「こども大綱」を閣議決定
令和6年4月1日	児童福祉法が改正され、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能が一体となった「こども家庭センター」が開設
令和6年5月31日	「こどもまんなか実行計画」の決定
令和6年6月5日	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、妊婦等包括相談支援事業やこども誰でも通園制度、産後ケア事業等、子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 県の動向

大分県は、令和6年度に「おおいた子ども・子育て応援プラン（第5期）」（仮称）を策定予定であり、従来の「おおいた子ども・子育て応援プラン」について、「県こども計画」「大分県ひとり親と困難な生活環境にある子どもの支援計画」「大分県青少年健全育成基本計画（大分県子ども・若者プラン）」「県母子保健計画」を一体的に策定することとしています。

5 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

【計画期間】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
第3期日出町子ども・子育て支援事業計画					
		中間見直し		計画策定	次期計画

6 町民意見の反映

本計画の策定にあたっては、①日出町子ども・子育て支援事業計画策定のための実態調査の実施、②事業者・関係団体ヒアリング、③日出町子ども・子育て会議による委員の意見聴取、④パブリックコメントにより、こどもや子育てを担う町民、子育て支援者等の意見を広く聴く機会を設けています。また、大分県が実施した「ひとり親家庭実態調査アンケート」を計画の策定資料としています。

7 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、日出町子ども・子育て会議条例第1条に定められている「日出町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について委員各位に検討、審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。



第2章

日出町のこどもと子育て家庭を取り巻く現状

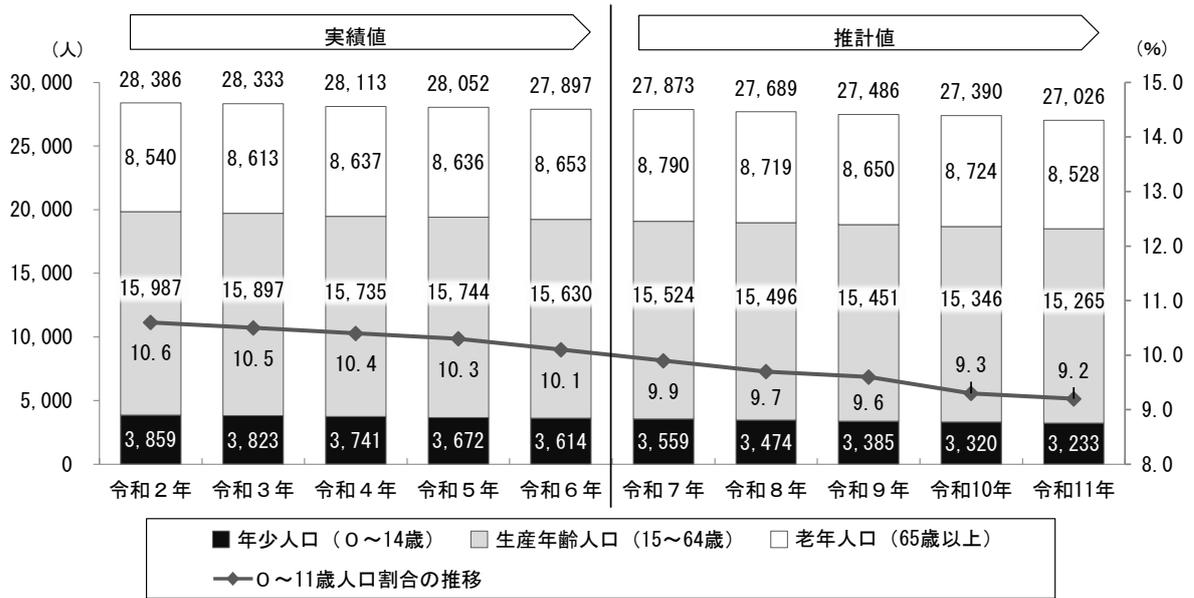
1 人口・世帯の動向

(1) 人口の動向

総人口は、令和2年から令和6年にかけて489人減少しており、令和11年には27,026人まで減少すると推計されます。

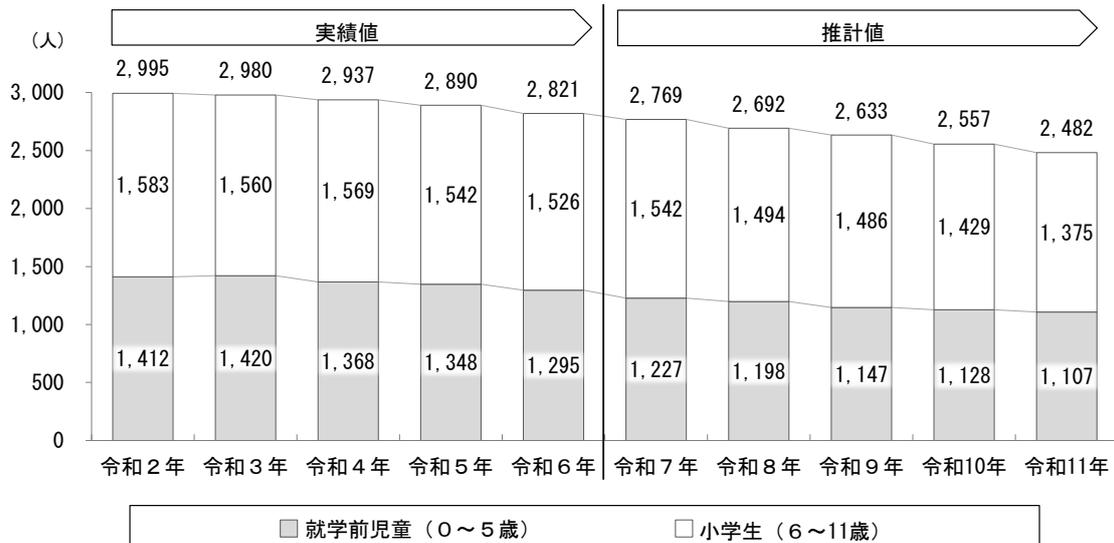
児童数は、年々減少しており、令和11年には就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）のいずれも減少すると推計され、全体で令和6年から339人減少すると推計されます。

【人口の推移（年齢3区分）】



資料：令和2年～令和6年の実績値は住民基本台帳人口（4月1日時点）
令和7年～令和11年の推計値はコーホート法による人口推計

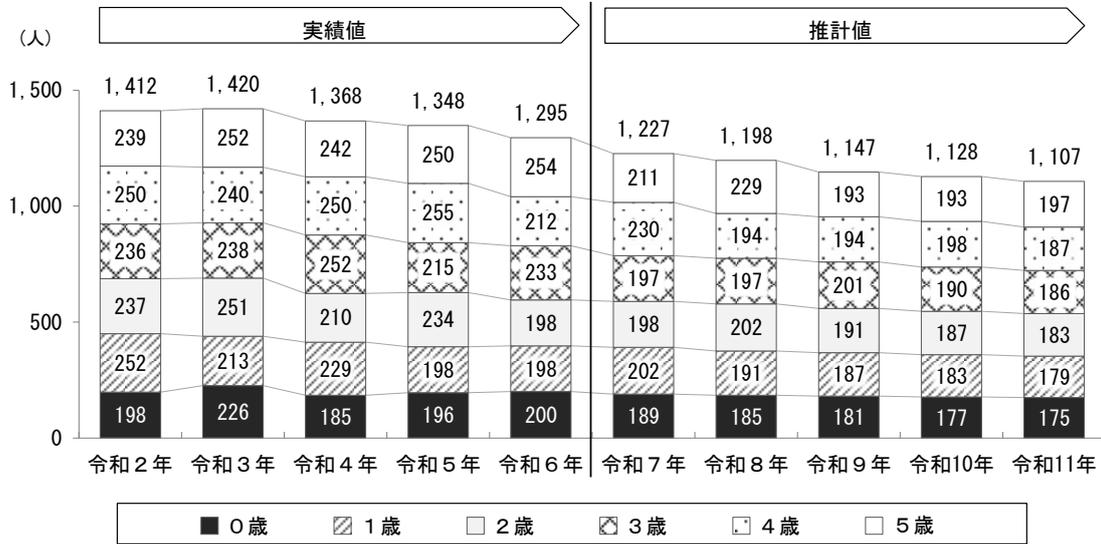
【児童数の推移】



資料：令和2年～令和6年の実績値は住民基本台帳人口（4月1日時点）
令和7年～令和11年の推計値はコーホート法による人口推計

就学前児童数をみると、令和6年から令和11年にかけて年齢ごとに増減はありますが、全体では188人減少すると推計されます。

【就学前（0～5歳）児童数の推移】

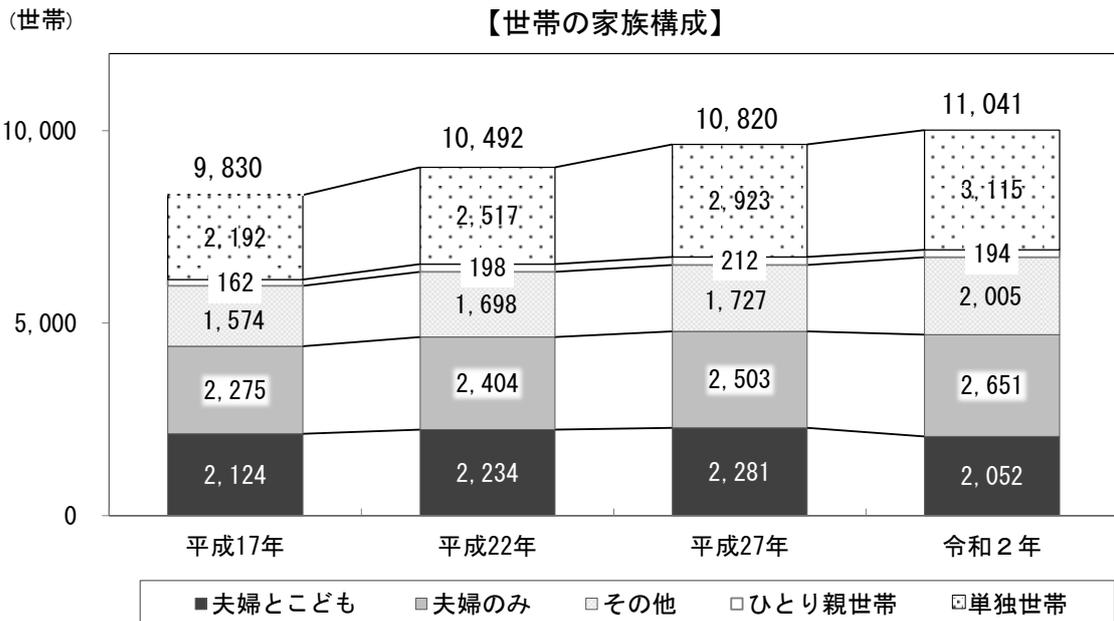


資料：令和2年～令和6年の実績値は住民基本台帳人口（4月1日時点）
令和7年～令和11年の推計値はコーホート法による人口推計

(2) 世帯の状況

一般世帯数は、平成17年の9,830世帯から令和2年には11,041世帯となり、1,211世帯増加しています。

平成27年から令和2年にかけて、「夫婦と子ども」の世帯数は減少し、「夫婦のみ」世帯数は増加しています。「単独世帯」の世帯数は、平成17年以降増加傾向にあり、最も世帯数の多い家族構成となっています。

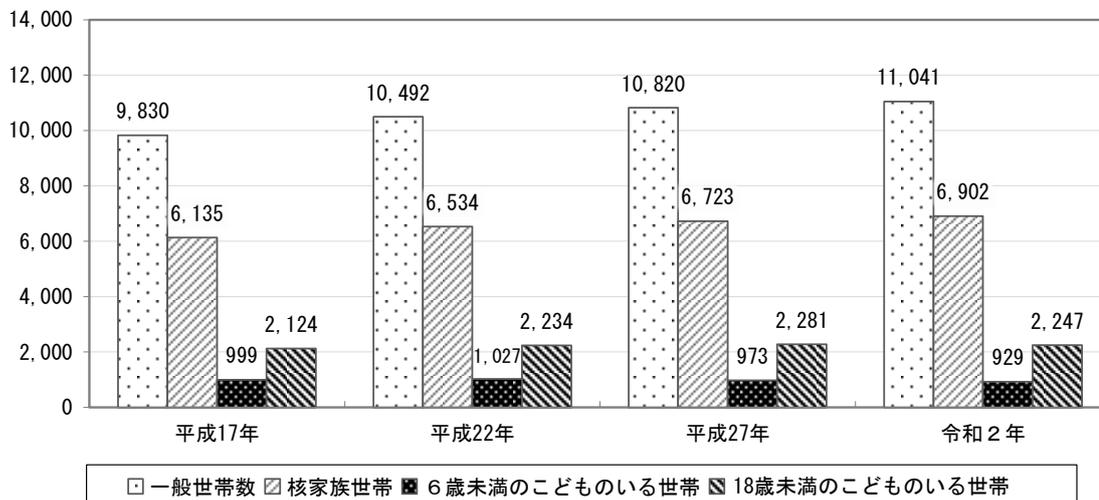


資料：国勢調査

第2章 日出町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

一般世帯数、核家族世帯数が増加する中で、「6歳未満のこどものいる世帯数」は、平成27年以降減少し、「18歳未満のこどものいる世帯」の世帯数も、令和2年で減少に転じています。

【こどものいる世帯の推移】

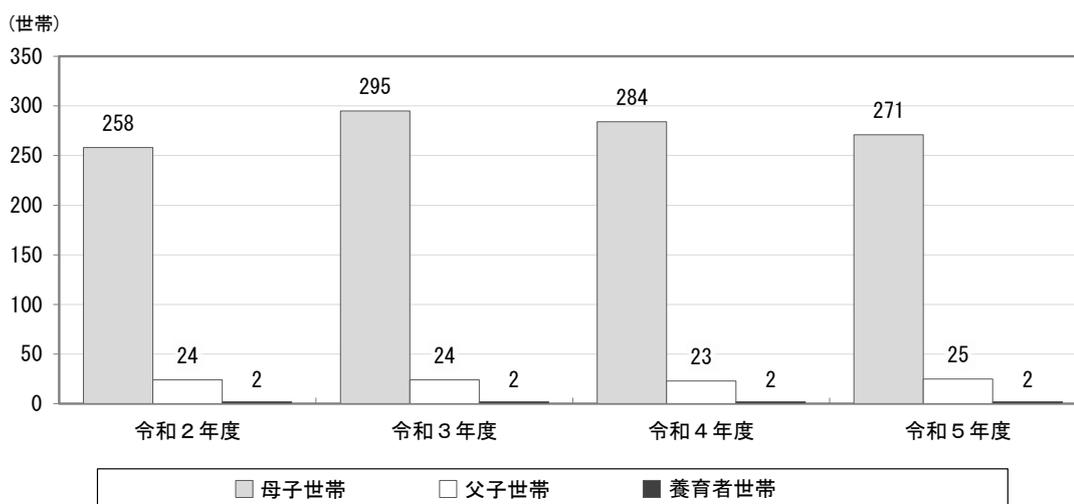


資料：国勢調査

(3) 児童扶養手当受給世帯の推移

児童扶養手当受給世帯における母子世帯をみると、令和3年度以降、減少傾向となっており、令和5年度で271世帯となっています。父子世帯は、横ばいで推移しており、令和5年度で25世帯となっています。

【児童扶養手当受給世帯数の推移】



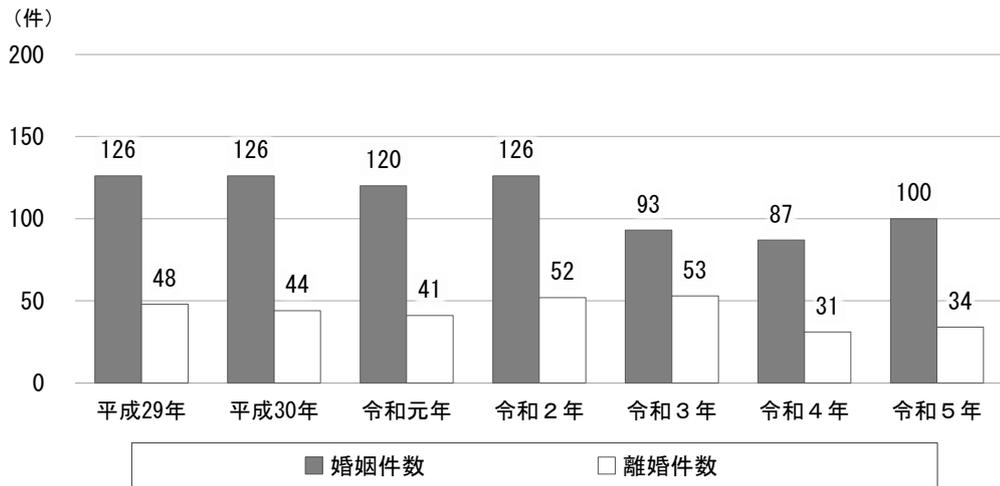
資料：庁内資料（各年度3月末時点）

2 婚姻・出生の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

婚姻件数は、令和2年以降、減少傾向でしたが、令和5年では100件に増加しています。一方、離婚件数は、年ごとに変動がありますが、令和5年では前年より増加し34件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

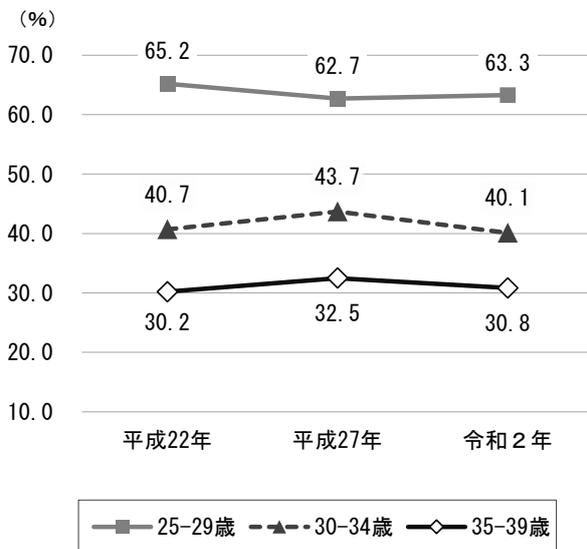


資料：大分県人口動態統計

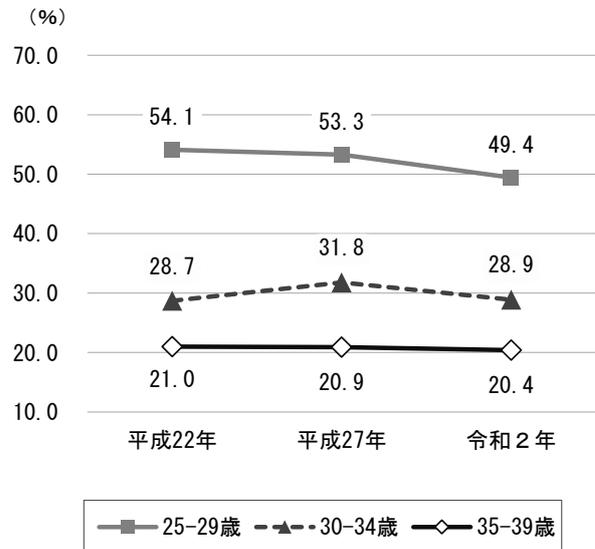
(2) 未婚率の推移

未婚率の推移を年齢階層別にみると、男性では、平成27年から令和2年にかけて「25-29歳」の未婚率が上昇していますが、「30-34歳」「35-39歳」の未婚率は低下しています。女性では、平成27年から令和2年にかけて、いずれの年代でも未婚率は低下しています。

【未婚率の推移（男性）】



【未婚率の推移（女性）】

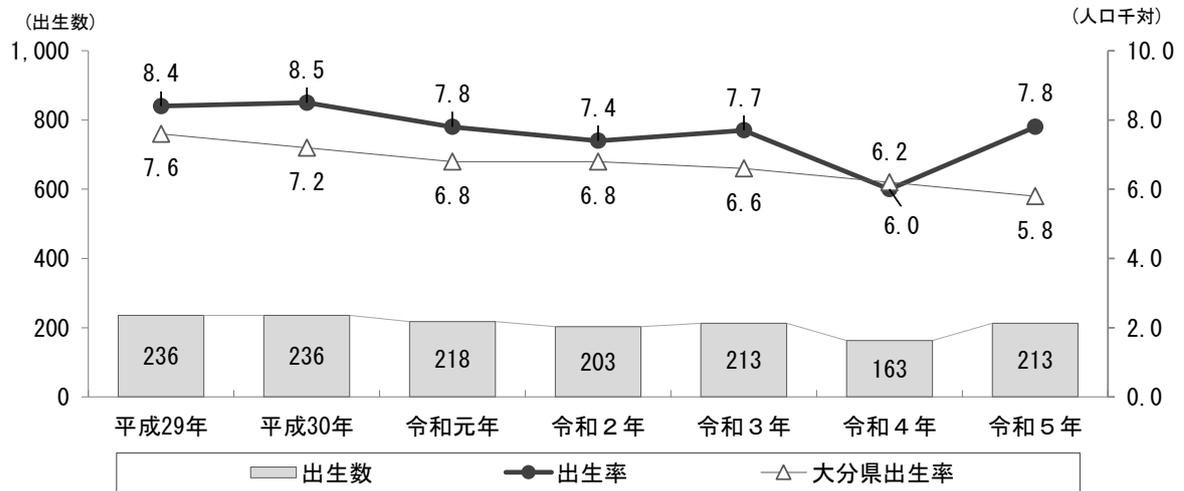


資料：国勢調査（令和2年）

(3) 出生数の推移

出生数は、平成29年以降200人台で推移していますが、令和4年に163人に減少しています。その後、令和5年は213人と200人台まで増加しています。出生率については、令和4年を除いて、大分県の出生率を上回って推移しています。

【出生数の推移】

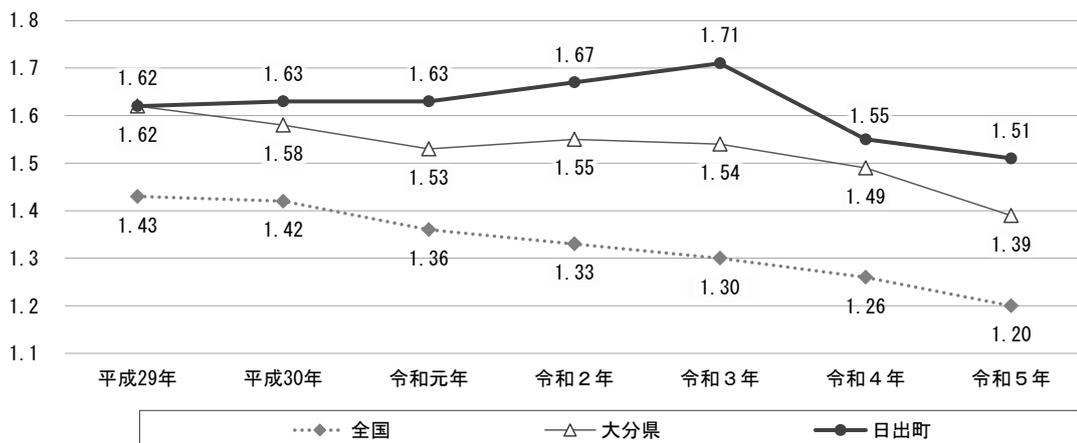


資料：大分県人口動態統計

(4) 合計特殊出生率^{※1}の推移

合計特殊出生率の推移をみると、令和3年までは上昇していますが、令和4年以降、低下しています。国や大分県と比較すると、平成30年以降、国・県を上回って推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：大分県人口動態統計

※1 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に何人のこどもを産むか示すもの。15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した数値。

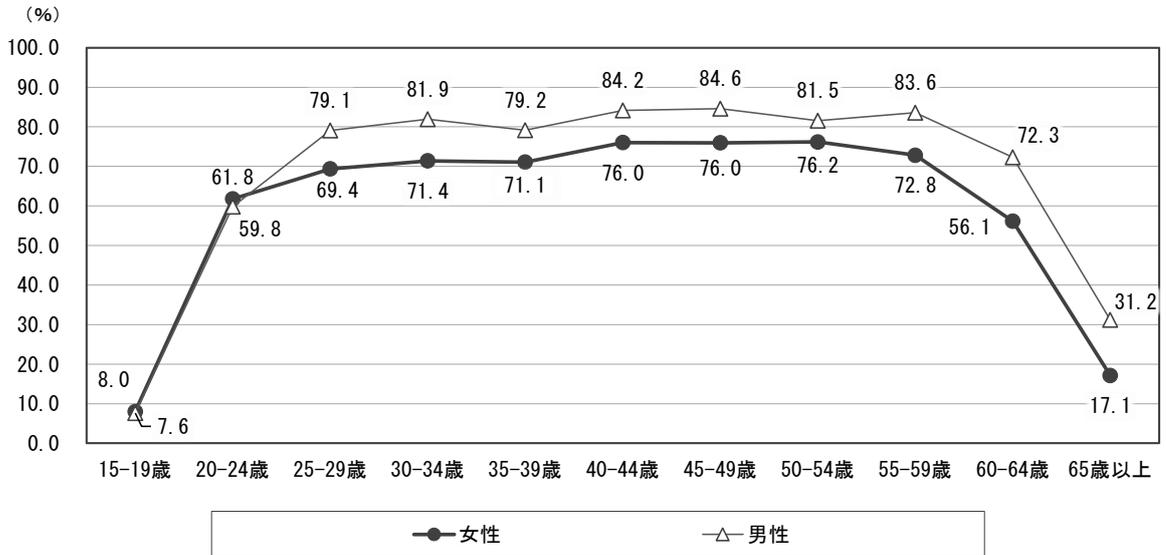
3 就労の状況

(1) 女性の就労の状況

本町の就業率をみると、「15-19歳」、「20-24歳」では、女性が男性をわずかに上回っていますが、「25-29歳」から「65歳以上」では男性の方が高くなっており、特に「25-29歳」と「30-34歳」では約10ポイントの差があります。

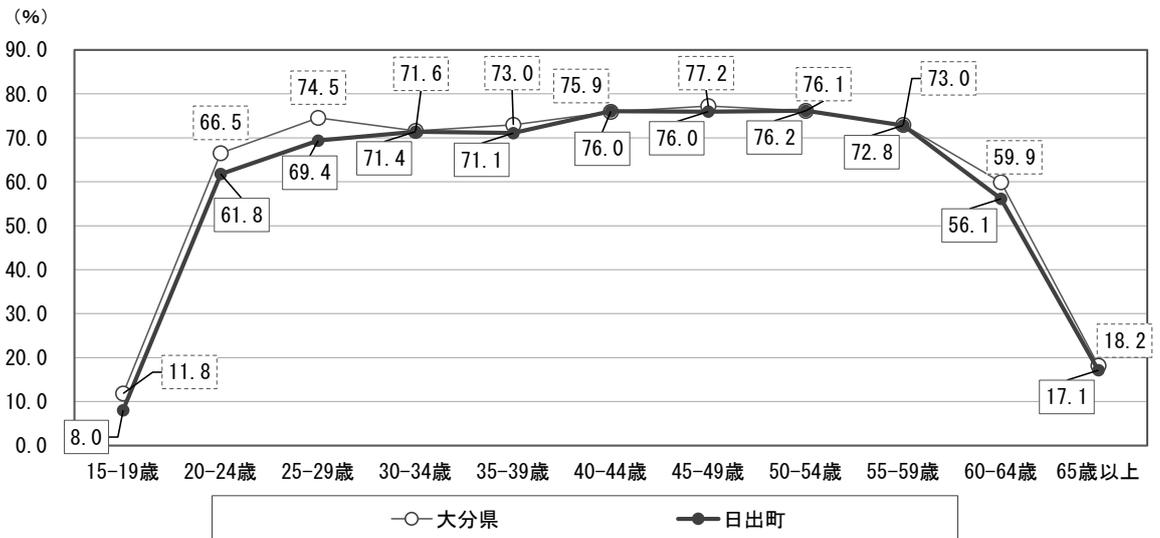
女性の就業率を大分県と比較すると、「40-44歳」、「50-54歳」では県より高くなっていますが、「20-24歳」から「35-39歳」、「45-49歳」、「55-59歳」では、県より下回っています。

【男女別の就業率】



資料：国勢調査（令和2年）

【女性の就業率（県との比較）】

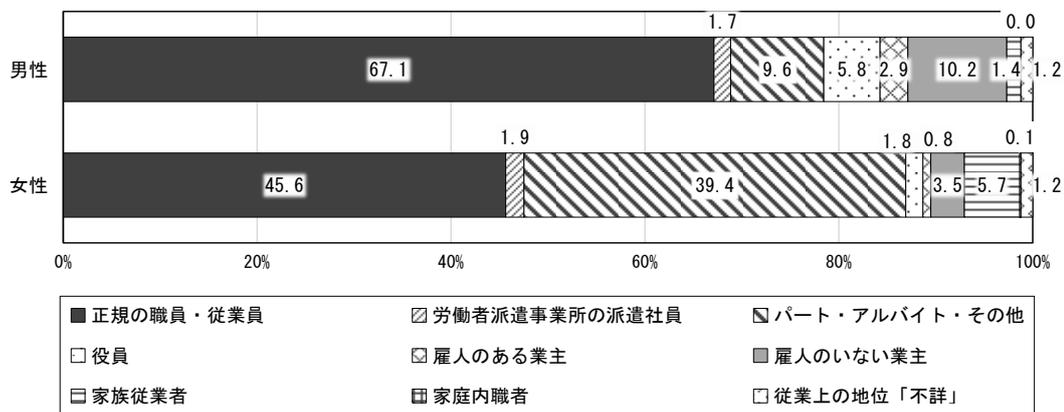


資料：国勢調査（令和2年）

(2) 従業上の地位別従業者数の状況

令和2年の従業上の地位別従業者数の割合をみると、「正規の職員・従業員」は男性が67.1%と半数以上ですが、女性は45.6%となっています。また、「パート・アルバイト・その他」については、女性が39.4%、男性が9.6%となっています。

【従業上の地位別従業者数の割合】



資料：国勢調査（令和2年）

4 実態調査（アンケート調査）からみるこども・家庭の状況

（1）実態調査（アンケート調査）の実施概要

1）調査目的

本計画の策定にあたって、教育・保育・子育て支援の量の見込みを推計するとともに、本町の子育て支援施策の充実を図るため、町民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握し、計画策定の資料とするために実態調査（アンケート調査）を実施しました。

2）実施方法

調査対象と調査方法は次の通りです。

対象者	対象者数 (件)	配布・回収方法	
		配布	回収
就学前児童（0～6歳）の保護者	1,497	施設、郵送	郵送、WEB
小学生（6年生まで）の保護者	1,529	学校	郵送、WEB

3）調査期間

令和6年1月19日（金）～令和6年2月21日（水）

4）回収状況

回収状況は次の通りです。

対象者	対象者数 (件)	回収数（件）			有効 回答率 (%)
		郵送	Web	計	
就学前児童の保護者	1,497	464	473	937	62.6
小学生児童の保護者	1,529	377	553	930	60.8
合計	3,026	841	1,026	1,867	61.7

5）主な調査項目

- ① 保護者の就労状況
- ② 教育・保育サービスの利用状況、病気の際の対応
- ③ 「こども誰でも通園制度（仮称）」の利用意向
- ④ 放課後の過ごし方（こどもが5歳以上、小学生が対象）
- ⑤ 子育ての満足度
- ⑥ 子育て支援の充実について

(2) 実態調査（アンケート調査）結果の概要

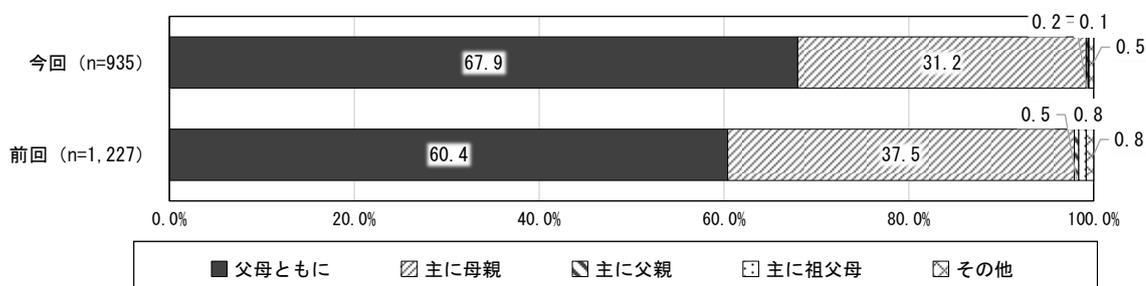
1) 子育てを主に行っている人

- 未就学児童は、子育てを主に行っているのは「父母ともに」が67.9%で最も高く、次いで「主に母親」が31.2%となっています。
- 小学生は、未就学児童と同様の傾向で「父母ともに」が63.1%、「主に母親」が34.5%となっています。

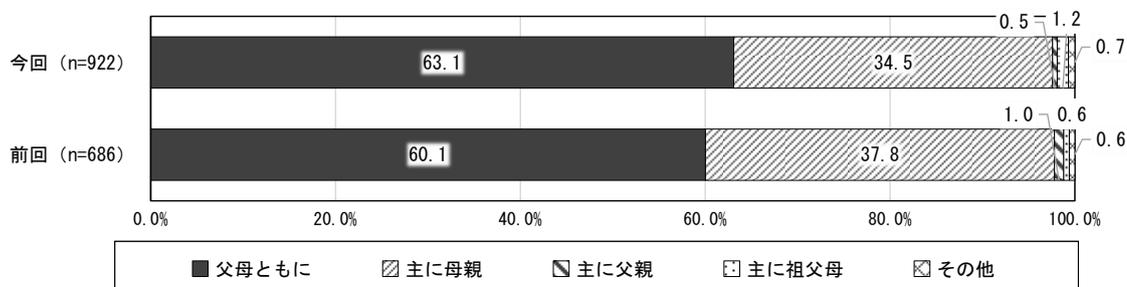
【課題】

- 「父母ともに」子育てを行っている割合は上昇していますが、母親に育児負担が偏っている状況が推察され、父親の子育て参画が重要となってきています。

【子育てを主に行っている人（未就学児童）】



【子育てを主に行っている人（小学生）】



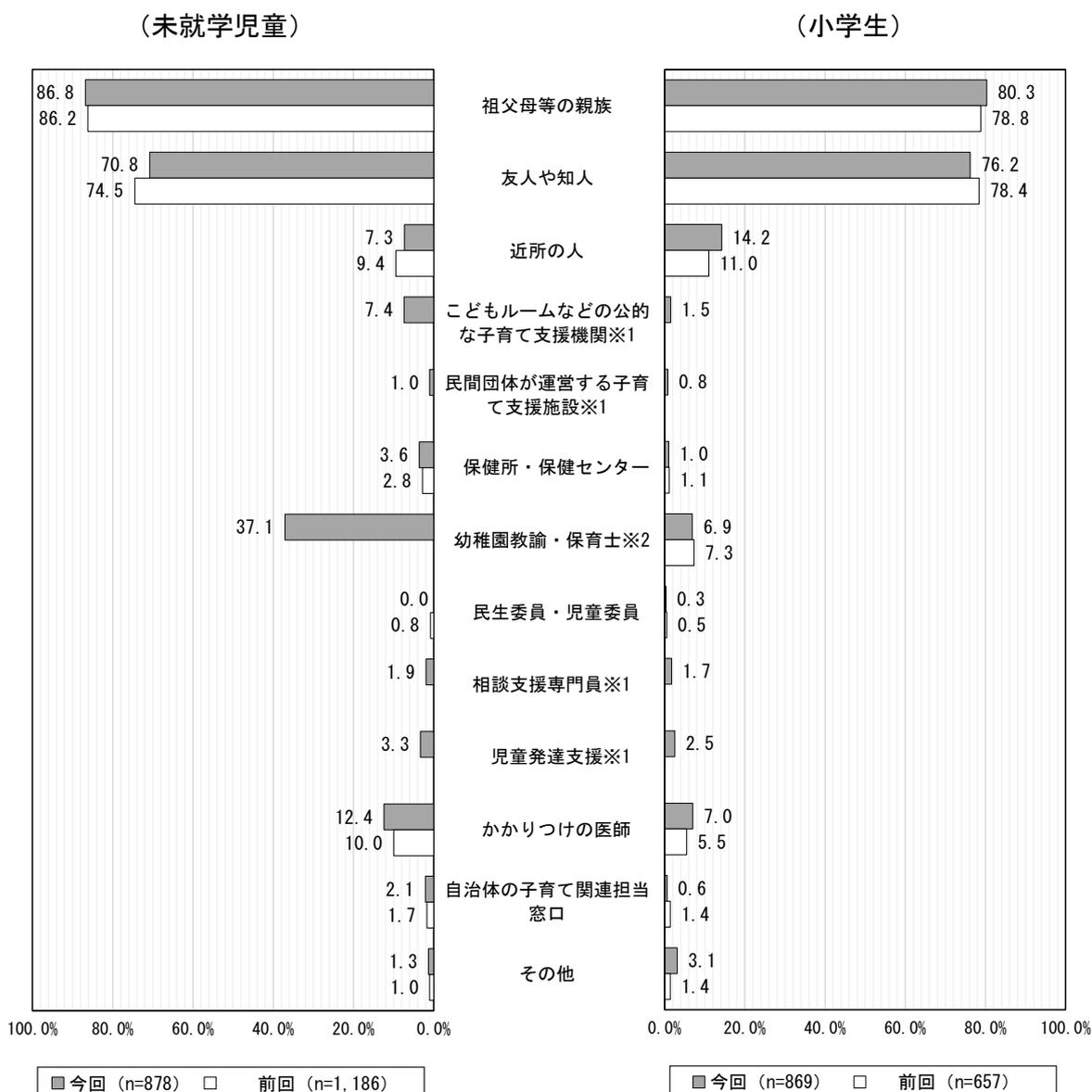
2) 気軽に相談できる人・場所

- ・未就学児童は、「祖父母等の親族」が86.8%で最も高く、次いで「友人や知人」が70.8%、「幼稚園教諭・保育士」が37.1%となっています。
- ・小学生は、「祖父母等の親族」が80.3%で最も高く、次いで「友人や知人」が76.2%、「近所の人」が14.2%となっています。

【課題】

- ・未就学児童、小学生ともに、身近な人に相談している場合が多いため、気軽に相談できる窓口、相談支援体制の充実が必要です。

【気軽に相談できる人・場所】



※1 前回調査にない項目
 ※2 前回調査では小学生のみ設定

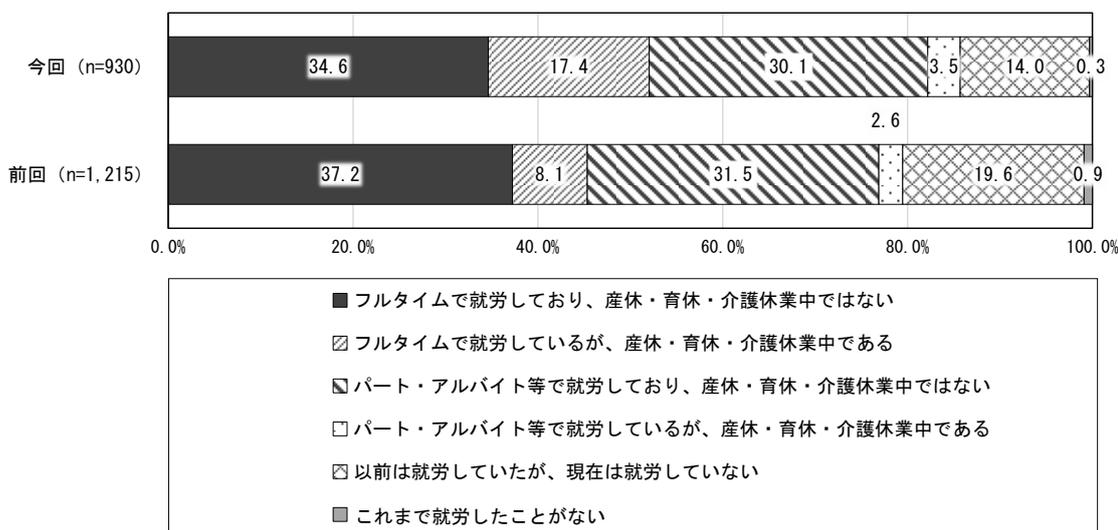
3) 母親の就労状況

- 未就学児童の母親は、『フルタイム』で就労している割合は52.0%、『パートタイム・アルバイト等』で就労している割合は33.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合は14.0%です。
- 小学生の母親は、『フルタイム』で就労している人は49.2%で、『パートタイム・アルバイト等』で就労している割合は40.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合は10.0%です。
- 前回調査と比較すると、未就学児童、小学生ともに、『フルタイム』の割合が上昇している一方で、「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合が低下しており、母親の就労傾向が高まっています。

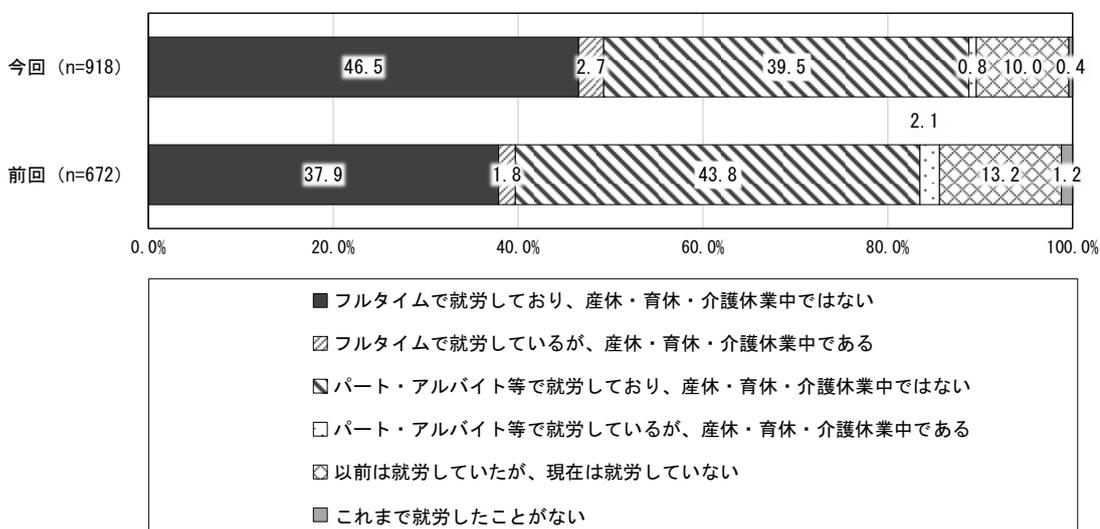
【課題】

- 母親の就労傾向の高まりに対して、未就学児童の保育サービスの充実が求められています。

【母親の就労状況（未就学児童）】



【母親の就労状況（小学生）】



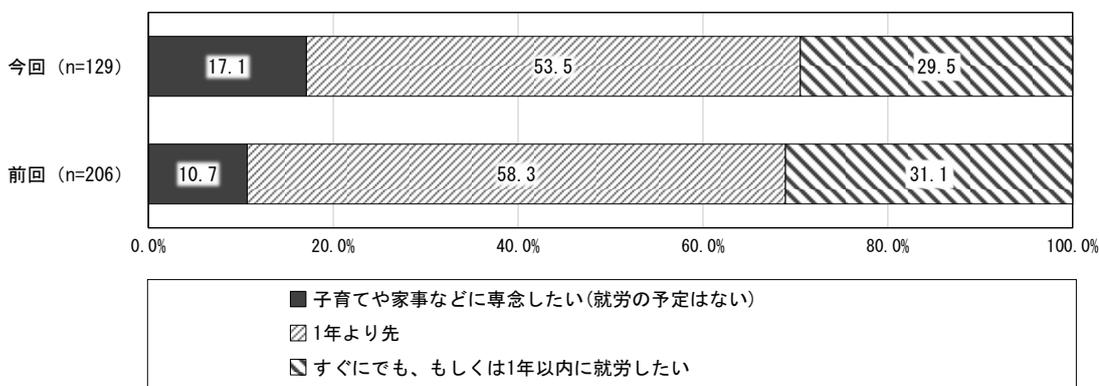
4) 母親の就労意向と希望する就労時期及び就労形態

- 未就学児童の母親は、現在就労していない人の今後の就労意向は、「1年より先」が53.5%で最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が29.5%となっています。「1年より先」と回答した人が希望する就労時期は、こどもが「3歳」が44.1%で最も高くなっています。また、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人の希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等」が70.3%、「フルタイム」が29.7%となっています。
- 小学生の母親は、現在就労していない人の今後の就労意向は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が45.6%で最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が28.9%となっています。「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人の希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等」が67.5%、「フルタイム」が32.5%となっています。
- 前回調査と比較すると、小学生の就労意向(時期)が早まり、未就学児童の母親、小学生の母親ともに、希望する就労形態について、「フルタイム」が増加し、「パートタイム・アルバイト等」が低下しています。

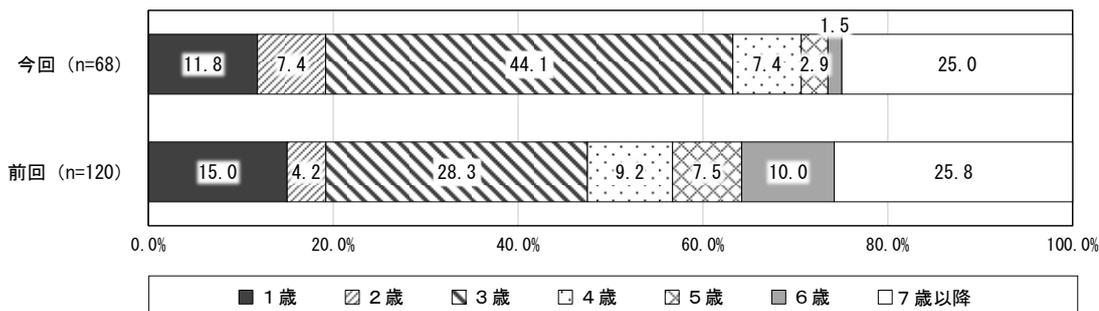
【課題】

- 小学生の保護者(母親)の就労時期が早まり、未就学児童の保護者とともフルタイムの希望が高くなっていることに対して、児童の保育サービスの充実が求められています。

【母親の就労意向 (未就学児童)】

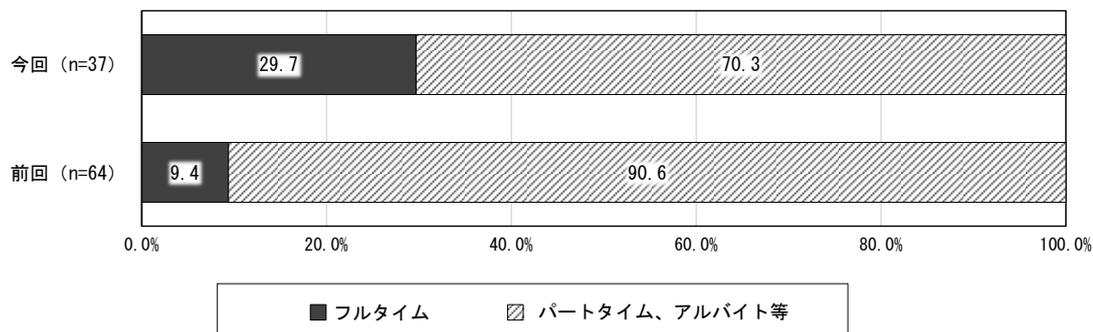


【希望する就労時期 (未就学児童)】

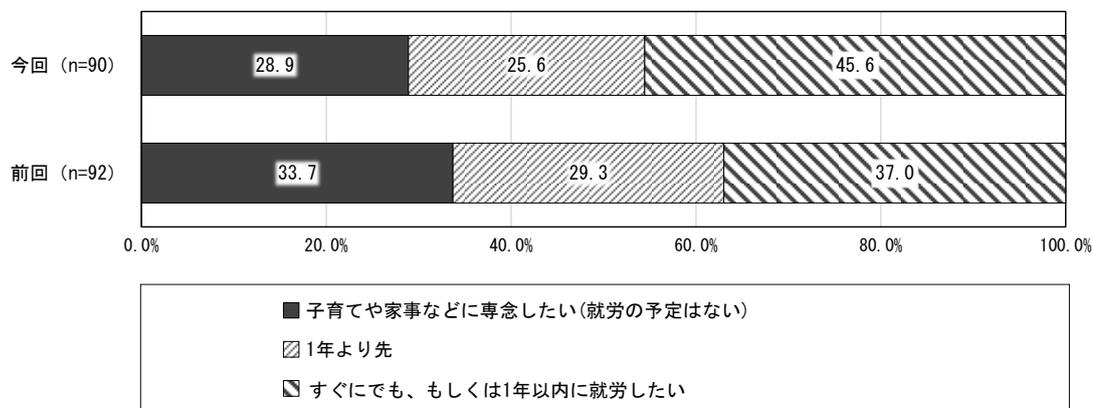


第2章 日出町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

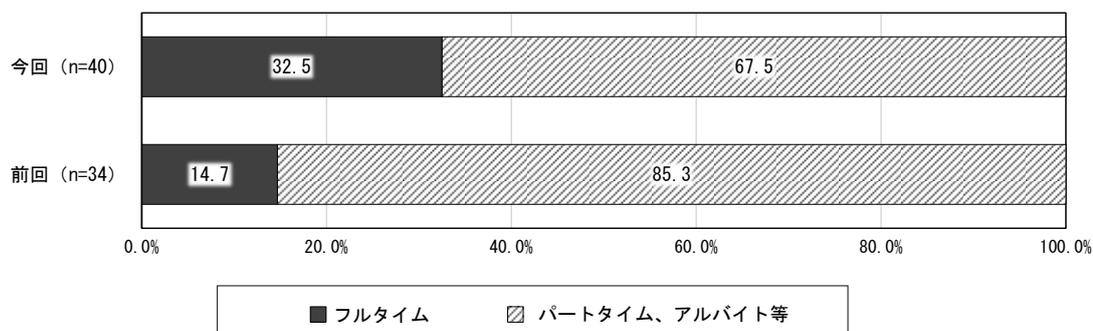
【希望する就労形態（未就学児童）】



【母親の就労意向（小学生）】



【希望する就労形態（小学生）】



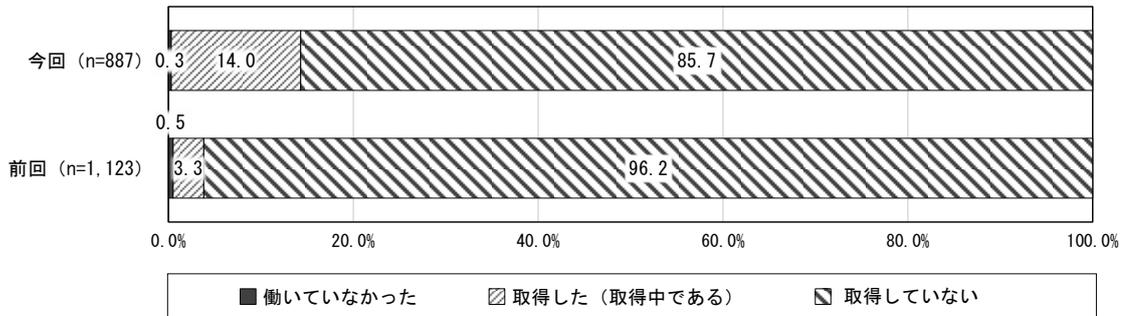
5) 父親の育児休業の取得状況

- 未就学児童の父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が 85.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 14.0%となっています。「取得した（取得中である）」割合は、前回調査より上昇しています。
- 未就学児童の父親の育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が 43.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった」が 38.5%、「収入減となり経済的に苦しくなる」が 36.0%となっています。

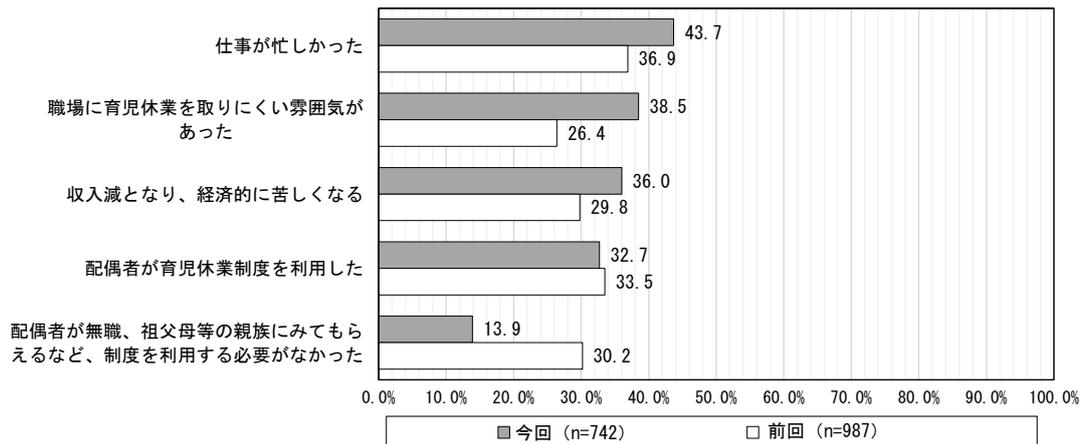
【課題】

- 育児休業を取得している父親が増加しているため、父親を対象とした交流の場や相談窓口の周知等、父親に対する支援策の充実が求められています。また、育児休業を取得しやすい環境の整備が必要です。

【父親の育児休業の取得状況（未就学児童）】



【父親の育児休業を取得していない理由 上位5項目（未就学児童）】



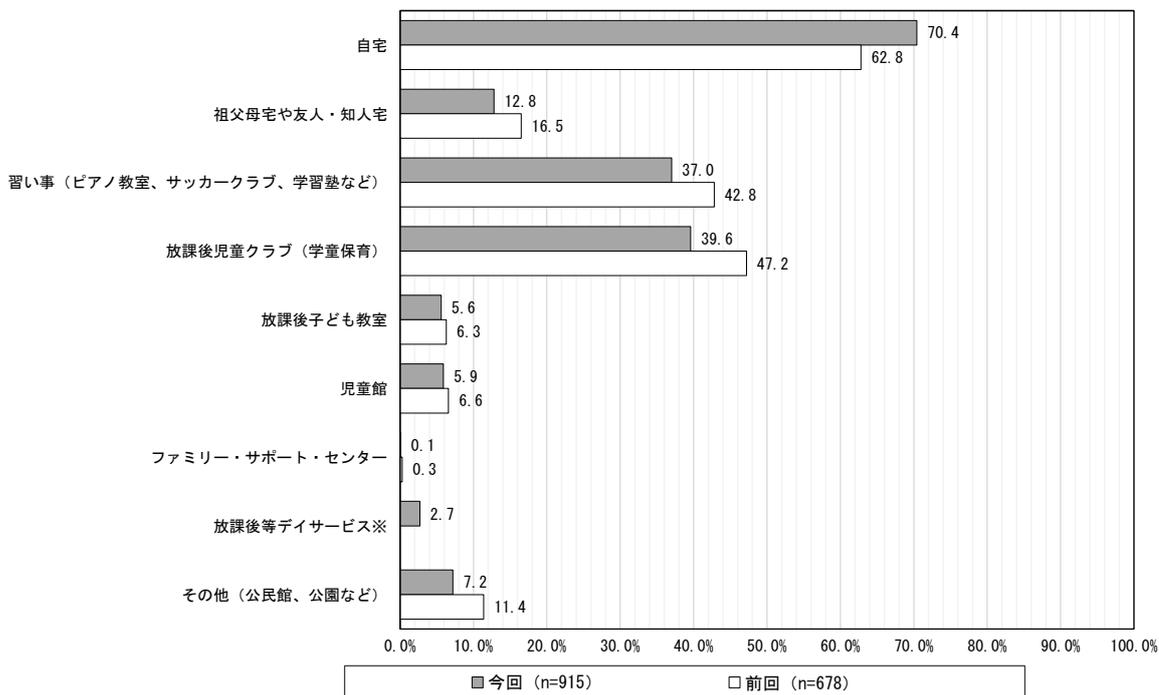
6) 放課後の過ごし方

- 小学生の保護者に放課後の過ごし方の希望を尋ねたところ、自宅以外では「放課後児童クラブ」が39.6%と最も高くなっています。高学年(4~6年生)では、利用日数が、週のうち5日の利用が47.9%と高くなっています。

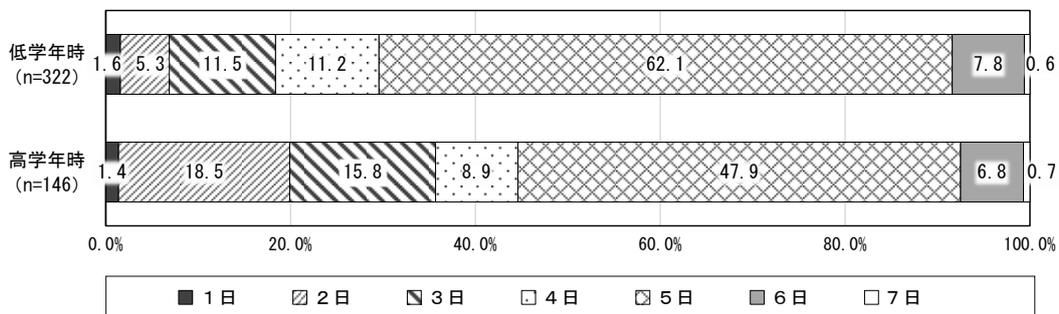
【課題】

- 放課後児童クラブの利用割合が高いこと、また、高学年の利用希望日数が多いことを踏まえ、放課後児童クラブの運営の充実が求められています。

【放課後の過ごし方の希望 (小学生)】



【放課後児童クラブ利用日数の希望】



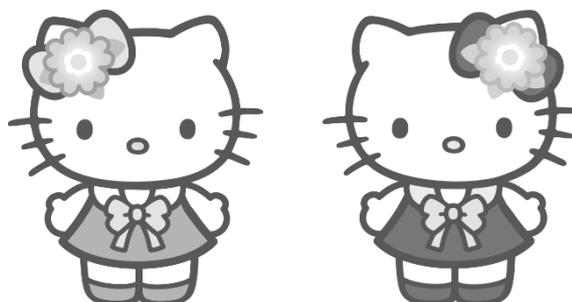
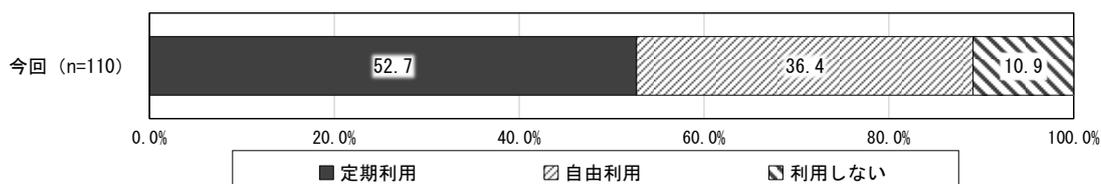
7) こども誰でも通園制度の利用意向

- 現在、保育所等のサービスを利用していない未就学児童の保護者の89.1%が「こども誰でも通園制度」の利用の意向があり、52.7%が「定期利用」を希望しています。(残りの36.4%は、「自由利用」)

【課題】

- 「こども誰でも通園制度」の利用意向が高いため、サービスを提供する事業所の確保を図る必要があります。

【こども誰でも通園制度の利用意向（未就学児童）】



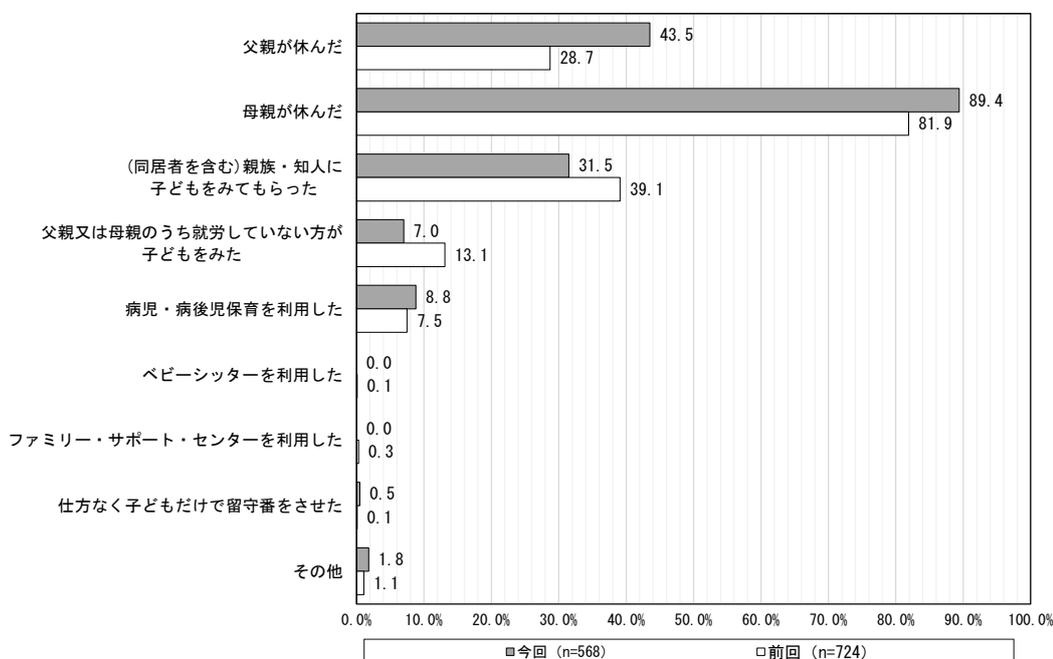
8) こどもが病気やケガの際の対応について

- 未就学児が病気やケガで教育・保育が利用できなかった時の対応は、「母親が休んだ」が89.4%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が43.5%となっており、前回調査と比較すると、「母親が休んだ」と「父親が休んだ」の割合が上昇しています。「病児・病後児保育を利用」は、8.8%にとどまっています。
- 病児・病後児施設等を利用しなかった理由については、「利用料がかかる・高い」が35.0%と最も高く、「利用方法がわからない」が26.3%となっています。

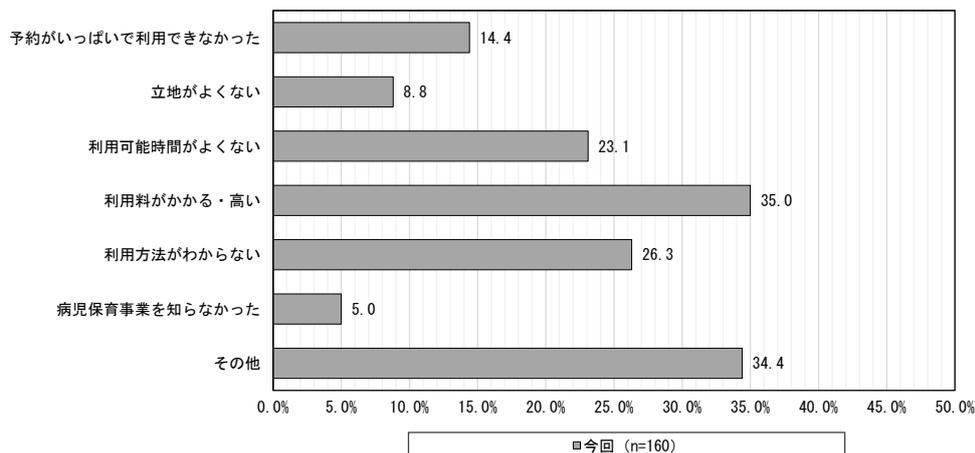
【課題】

- 就労している父親・母親の負担を軽減するために病児・病後児保育を適切に利用できるよう周知が必要です。

【こどもが病気やケガの際の対応（未就学児童）】



【病児・病後児施設等を利用しなかった理由（未就学児童）】



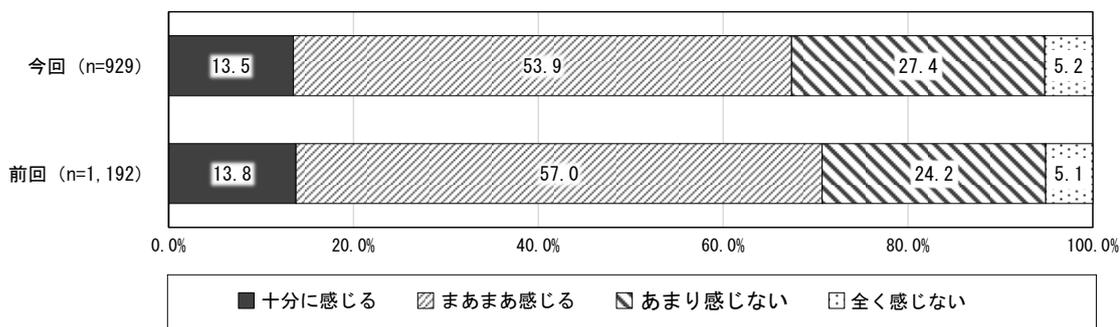
9) 子育てについて

- 未就学児童は、子育てが地域の人に支えられていると「十分に感じる」が13.5%、「まあまあ感じる」が53.9%となっており、合わせて67.4%の人が支えられていると感じています。小学生は、合わせて68.4%の人が地域の人に支えられていると感じています。しかしながらその割合は、前回より低下しています。

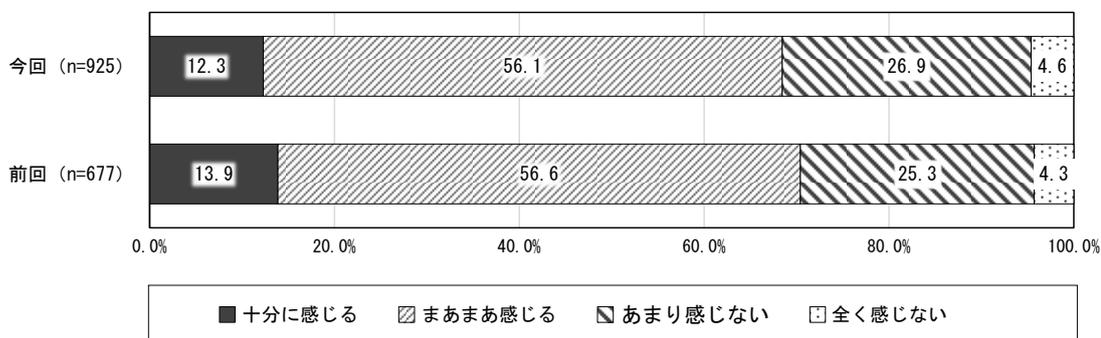
【課題】

- 地域の人に支えられていると実感できる取組が求められています。

【子育てについて（未就学児童）】



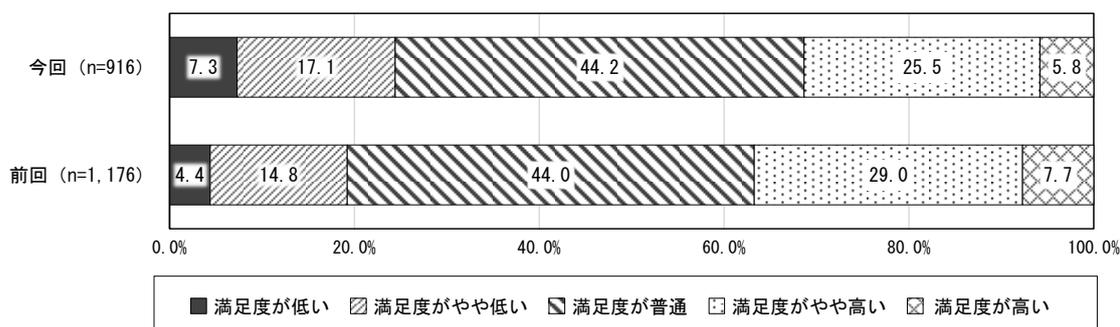
【子育てについて（小学生）】



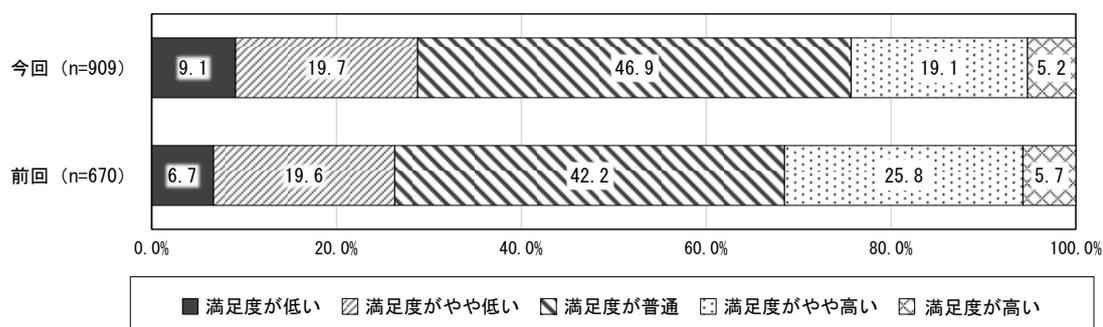
10) 子育ての満足度、及び、子育て支援の充実について町に期待すること

- 未就学児童は、「満足度がやや高い」が25.5%、「満足度が高い」が5.8%となっており、合わせて31.3%の人が満足していると感じています。
- 小学生児童は、「満足度がやや高い」が19.1%、「満足度が高い」が5.2%となっており、合わせて24.3%の人が満足していると感じています。
- 前回調査と比較すると、未就学児童、小学生ともに、満足していると感じている割合が低下しています。

【子育ての満足度（未就学児童）】



【子育ての満足度（小学生）】

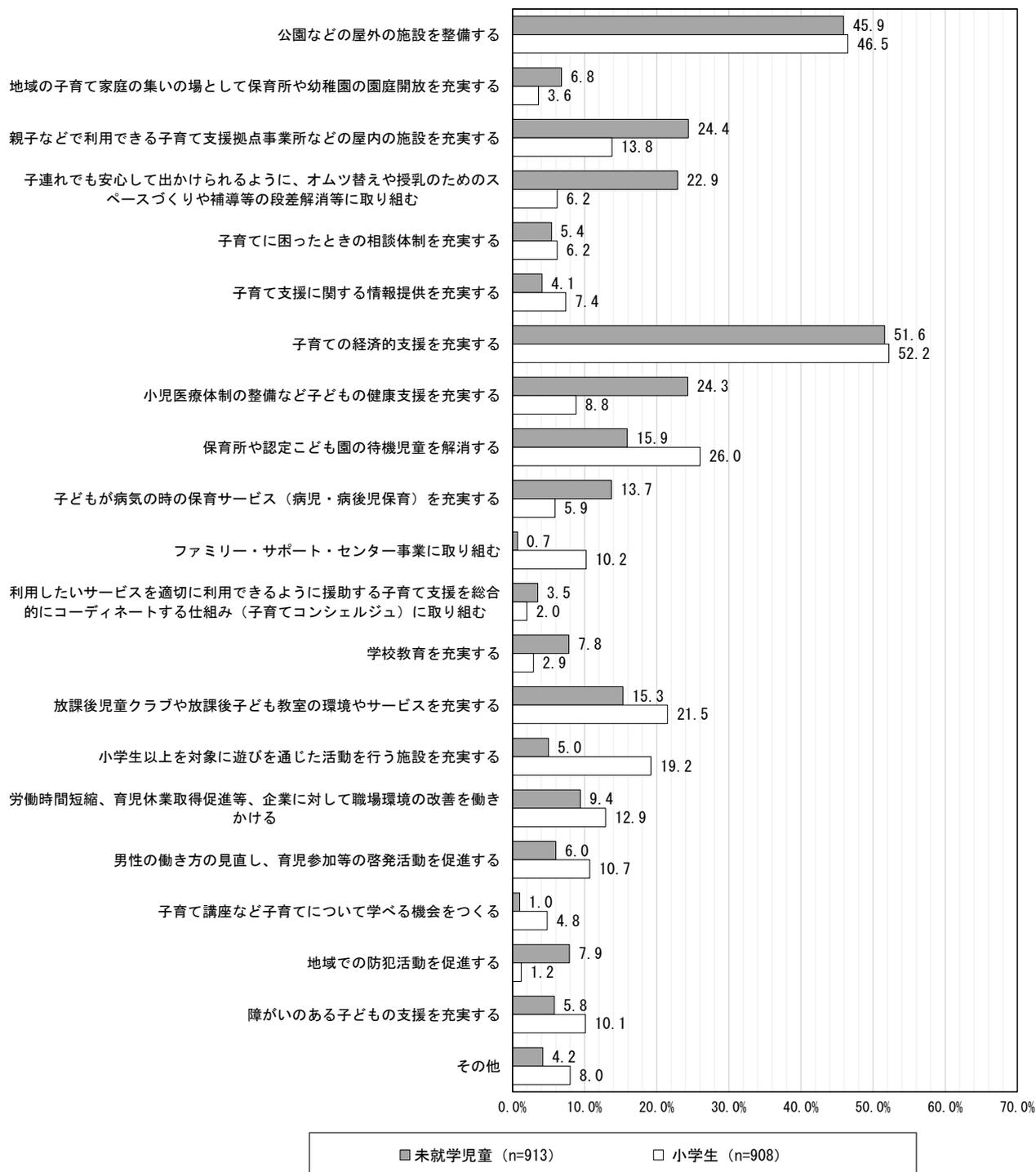


- 子育て支援の充実について期待すること（次頁図）は、「子育ての経済的支援を充実する」（未就学児童51.6%、小学生52.2%）が最も高く、次いで「公園などの施設を整備する」（未就学児童45.9%、小学生46.5%）、未就学児童では「親子などで利用できる子育て拠点事業所などの屋内の施設を充実する」（24.4%）、小学生では「保育所や認定こども園の待機児童を解消する」（26.0%）の順に続いています。

【課題】

- 子育ての満足度が低下している理由は、家庭等における理由以外では、「子育て支援の充実について期待すること」から推察すると、「子育ての経済的な問題」、「公園などの屋外施設の不十分さ」などが推察されます。

【子育て支援の充実について期待すること（未就学児童・小学生）】



5 ひとり親家庭実態調査アンケート結果の概要

(1) ひとり親家庭実態調査の概要

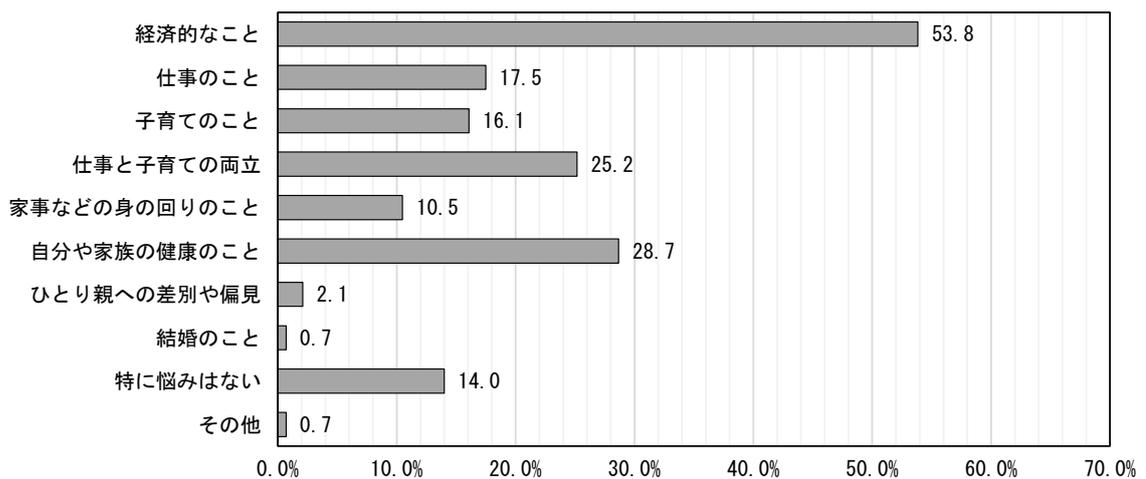
1) 子育てや生活全般の主な困りごとや悩みごと、及び必要な支援

- 子育てや生活全般の主な困りごとや悩みごとは、「経済的なこと」が 53.8%で最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」が 28.7%、「仕事と子育ての両立」が 25.2%となっています。
- ひとり親家庭のために必要だと思う支援は、「児童扶養手当の拡充」が 64.3%で最も高く、次いで「塾や習いごとの費用補助」が 44.1%、「放課後のこどもの居場所」が 25.9%となっています。

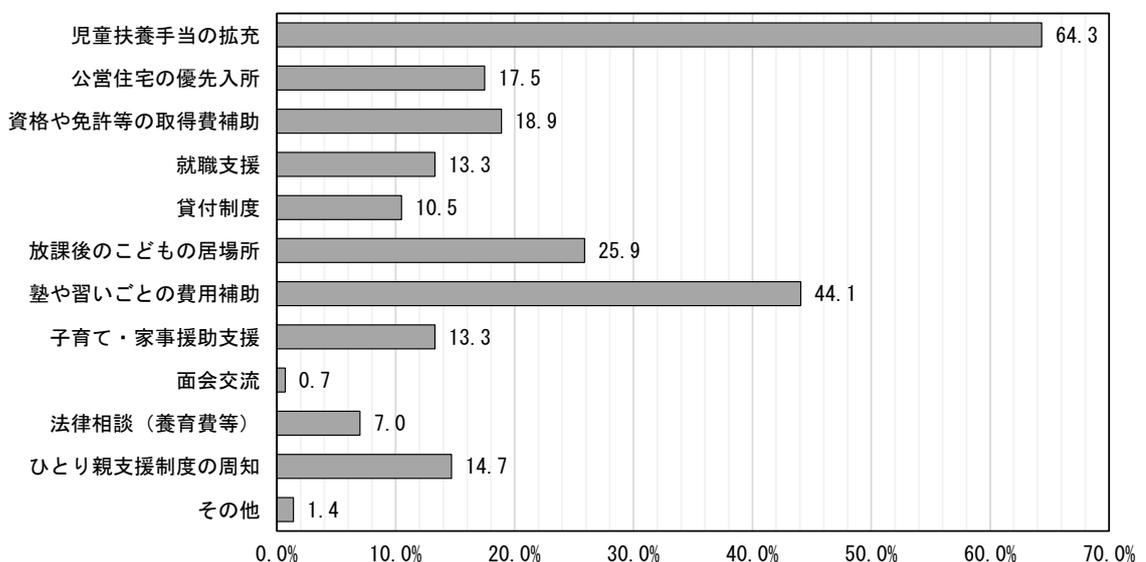
【課題】

- 経済的なことに困り、悩んでいる家庭が多く、児童扶養手当の拡充や塾や習いごとの費用補助といった経済的な支援が求められています。

【困ったり悩んだりしていること】



【必要だと思う支援】



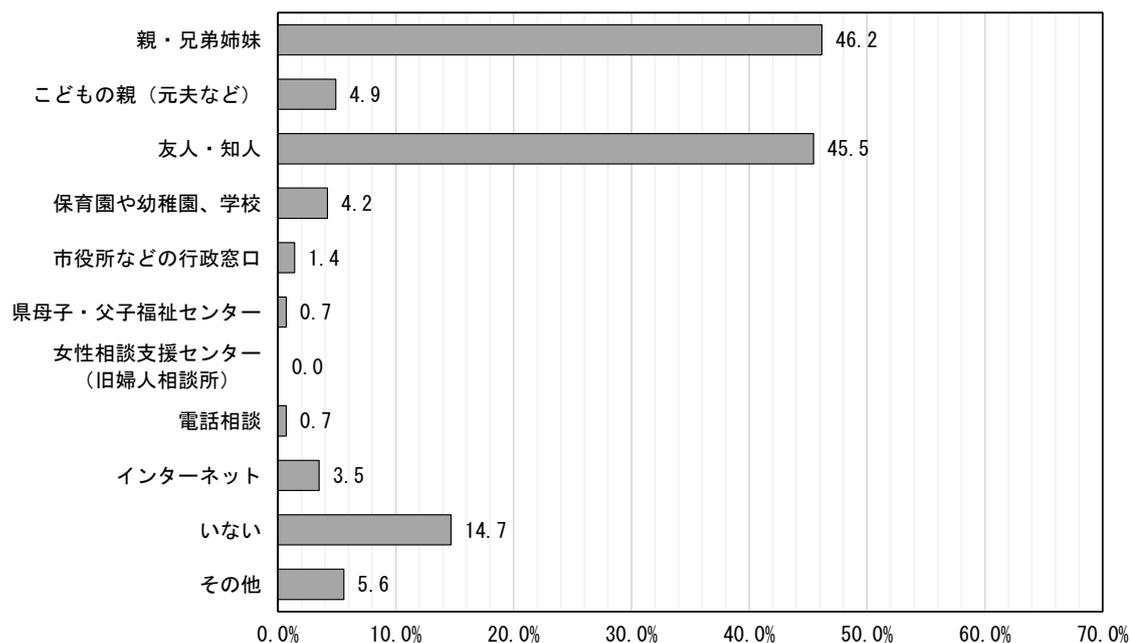
2) 悩みごとの相談相手

- ・「親・兄弟姉妹」が46.2%で最も高く、次いで「友人・知人」が45.5%、「いない」が14.7%となっています。

【課題】

- ・相談相手が「いない」と回答した人もいるため、公的な相談支援につなげていくことが必要です。

【悩みごとの相談相手】



6 ヒアリング調査結果の概要

(1) ヒアリング調査の実施概要

1) 調査目的

本計画の策定にあたり、町内のこども・子育てに関係する各種団体等から町の現状や課題等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

2) 調査の実施方法等

ヒアリング対象団体の代表者に調査票を配布し、後日、調査票に基づき、直接ヒアリングを実施しました。調査期間及び調査実施団体は以下のとおりです。

調査期間	令和6年7月30日(火)、8月2日(金)
調査実施団体	民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)
	日出町地域子育て支援センター「HUGくみ」
	児童館(2館)
	こども食堂
	放課後児童クラブ(9クラブ)

(2) ヒアリング調査の結果概要

1) こども及び子育て家庭における生活上の問題点や課題について

① 気になる問題点等
<ul style="list-style-type: none"> メンタル不調の父親が増加している。 転入して頼れる人がいない(アウェイ育児)の家庭がある。 隣近所とつながりがない家庭がある。 保育所や学校等からこどもについての情報を引き継げるシステムがあると良い。 放課後児童クラブで過ごす時間が長く、親子の関わりが希薄な家庭への指導が課題である。
② 問題点や課題の解決に必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から育児について学ぶ場、機会を増やすことが必要である。 父親を対象とした相談日や居場所づくりが必要である。
③ 何らかの支援が必要なこどもの状況について
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのあるこどもがいる親に対しての支援が必要である。 多機関と連携し、切れ目のない支援を継続することが必要。 地域とのつながりを持とうとしない家庭が増えており、訪問拒否や、表札がない家や近所の人に聞いてもお互いを知らない場合がある。

2) 子育て支援について

① 地域における子育て支援について
<ul style="list-style-type: none"> ・始業までの間、早く登校することも見守り、朝ご飯を提供する体制の整備が望まれる。
② 子育て支援のボランティアについて
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを継続するためには課題がたくさんあり、個人での取組は難しいため、行政からの働きかけや支援がほしい。
③ こどもが健やかに育つための環境や支援について
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者同士の友達作りの場、子育ての息抜きができる場、子育て支援イベントの開催が必要である。 ・こどもの育ちを地域で支える環境づくりが求められる。 ・何らかの支援が必要なこどもを多くの機関が切れ目なく連携をとって育て、まわりの大人も分け隔てなく協力的に見守ることが必要。 ・保護者ももっと子育てに積極的になるべきである。 ・親と子が共に育ちあえるような機会がもっとあるとよい。
④ 子育て支援の充実に必要なことについて (町への希望、地域の人に協力を求めたいこと)
<ul style="list-style-type: none"> ・長期休暇だけ利用できる放課後児童クラブがあると良い。 ・放課後児童クラブの支援員の確保が課題である。 ・問題を抱える児童への対応研修、こどもの遊び等、町主催の支援員の研修があってもよいのではないか。

3) 日出町の子育て支援策について

① 日出町の子育て支援についての課題、必要な取組について
<ul style="list-style-type: none"> ・親が安心して仕事ができるよう、一時預かり、病児保育、病後児保育等の体制が整ってきた。今後は利用されやすいように改善してほしい。 ・親子で参加する地域のイベント等を増やし、地域の中で楽しい体験を多くすることで、地域での親同士の交流が増え、子育ての悩みを話し、親の孤立化を防ぐ。 ・経済的支援の拡充が必要。 ・区に入らない人や区の行事に参加しない人も多数いる状況がある。 ・子育て家庭を巻き込んだネットワークづくり(今、子育てを頑張っている人が、いつか楽になったときにサポートできるような循環型のネットワーク)や活動が必要。 ・小学校にあがったら相談先がよくわからない。気軽に相談できる場所が急に減ってしまう。 ・ファミリー・サポート・センター事業の促進が必要である。利用は増えているが、お金がかかることで利用につながらないケースもあるため、ひとり親、生活保護世帯、非課税世帯への助成が必要である。 ・父親対象の相談支援や居場所が少ない状況である。 ・利用者にとって敷居の低い相談支援 ・地域の子育て力の向上 ・男性も利用しやすい環境整備 ・男性の育児参画の推進や女性の就労支援等が必要である。 ・子育てでも仕事もしやすい環境づくりが必要である。

7 第2期計画の実施状況と評価

第2期計画では、基本目標を7つ定めています。令和2年度から令和5年度までの取組について、担当課が行った評価を踏まえ、取組の実施状況と課題を整理しています。

(1) 地域における子育ての支援

① 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童対策として施設整備に取り組み、保護者のニーズに応じた保育事業を実施しています。障がい児保育事業については、障がいのあるこどもの適切な支援に努め、施設での受け入れが行われていますが、医療的ケアを要するこどもの多様化により支援拡充が求められています。
② 子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや広報、「母子モ」アプリの導入、子育て支援サービスブックの作成等により子育て情報を発信しており、サービスの周知や利用促進を進めています。実態調査結果から、就学前児童においては、子育て支援サービスの情報を得やすいと回答した割合が前回調査より増加しており、取組の成果と考えられます。
③ 子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 主任児童委員、民生委員・児童委員は、地域での子育て環境の整備や課題等についての意見交換、登校の見守り支援や地域のこどもの交流行事へ積極的に参加しており、地域と行政、学校とをつなぐネットワークづくりに取り組んでいます。
④ 児童の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室等、児童の放課後の居場所づくりは進んでいます。放課後児童クラブの利用ニーズは増加傾向にあるため、対応が必要となっています。 スポーツ少年団数、小学生の加入率ともに減少傾向となっており、こどもたちがスポーツ活動に気軽に参加・体験できる機会を増やすことが必要です。
⑤ 世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の協力のもと、あらゆる世代が参加できる活動を実施しており、公民館活動の充実を図っています。

(2) 母とこどもの健康の確保及び増進

① こどもや母親の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> 両親学級、妊婦や乳幼児に対する健康診査、乳児家庭全戸訪問、5歳児ころと体の相談会やきらら相談（心理・言語相談）等の事業は計画どおり進んでいます。 育児相談事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大から事業を中止しているため、乳児のいる家庭の状況把握・介入のきっかけづくりのため取組が必要です。
② 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、取組が実施できない時期もありましたが、おやこの食育教室や子ども料理教室を再開しています。講座を実施している日出町食生活改善推進協議会の会員の高齢化や会員数の減少等、取組を実施するにあたっての課題があるため、内容や実施場所等の検討が必要です。
③ 思春期保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において年間指導計画を作成し性教育が実施されていますが、今後も母子保健と教育現場が連携して取り組んでいく必要があります。

④ 小児医療の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・別府市と杵築市3市町で協定を結んで、救急医療の体制を確保しています。 ・令和6年度から令和11年度まで、第8次大分県医療計画を通して、休日・夜間の小児初期救急医療体制を確保し、#8000などの電話相談事業の強化など、県と連携した取組を進めています。また、乳児家庭全戸訪問時や転入時にリーフレットを配布しています。令和5年度より高校生までの医療費助成の拡充や一部の整骨院での現物給付等、利用者の負担軽減の取組が進んでいます。

(3) こどもの教育環境の整備

① 学校の教育環境等の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の更新を計画的に進めています。また、学力向上に向けた取組、道徳教育、教育相談体制の取組が進んでいます。協議会や研修会を通して幼保小の連携に取り組んでおり、こどもの育ちをつなぐ取組が進んでいます。
② 家庭や地域の教育力の向上
<ul style="list-style-type: none"> ・町立幼稚園の保護者を対象に実施してきた家庭教育に資する講座について、講座の受講機会を増やすために令和6年度より小学校保護者を対象とした家庭教育支援を新設しており、家庭教育力の向上に関する取組が進んでいます。
③ 有害環境対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの使用方法をはじめとする情報モラルの向上については、人権教育の一環として取組が進んでいますが、青少年を守るための環境整備をさらに進めていく必要があります。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質な住宅の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備、シックハウス対策を推進しており、町営住宅入居者の生活に支障がないよう取り組んでいます。
② 安全な道路交通環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備を進めていますが、引き続き、安全な歩道の維持、整備の取組が必要です。
③ 安全・安心な施設環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・公園における遊具の安全点検を毎年実施し、安全に利用できるよう維持管理を行っています。

(5) こども等の安全の確保

① 交通安全教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・町内の小学1年生と幼稚園及び認定こども園を対象とした、交通安全教室や自転車教室を実施していますが、効果のある取組とするために開催校・園、交通安全協会、警察署、行政の更なる連携強化が必要です。
② 犯罪等の被害防止活動
<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園入園時又は小学校入学時に防犯ホイッスルを配布しています。また、関係機関と連携したあいさつ運動、夜間の街頭補導等の実施等により、犯罪等の被害防止に関する取組は進んでいます。 ・日出町防犯協会連合会と杵築日出警察署が連携して、広報紙「NEW まもるくん」を発行していますが、若年世代への周知啓発のためにSNSの活用の充実が課題となっています。

(6) 職業生活と家庭生活の両立の支援

① 男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現
<ul style="list-style-type: none"> 第2次日出町男女共同参画基本計画に基づき、講演会、街頭啓発活動を実施していますが、他市町村に比べて全体的に遅れています。
② 仕事と子育ての両立のための基盤整備
<ul style="list-style-type: none"> 日出町役場における男性の育児休業取得率は71.4%で、国の「令和5年度男性の育児休業等取得率の公表状況調査」(速報値)の46.2%より高い状況ですが、関係機関や企業等への仕事と子育ての両立支援についての働きかけの取組が遅れています。

(7) 配慮が必要なこどもと家庭への取組の推進

① 児童虐待防止策の充実
<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携が図られていますが、要保護児童の早期発見と適切な支援のために、さらに連携体制を強化することが必要です。 ヤングケアラーについて関係機関への研修や中学生へのチラシの配布などを行い周知啓発に努めています。 令和6年度より「こども家庭センター」を設置し、保健師、こども家庭支援員、公認心理師等を配置し連携を図りながら、こどもや保護者の相談・支援の充実に努めています。
② ひとり親家庭等の自立支援の推進
<ul style="list-style-type: none"> ハローワークと連携した就労支援、県作成のハンドブックの配付、各種相談窓口の提供を行っています。 新規対象者となる可能性がある場合には、ひとり親家庭等医療費助成事業について、児童扶養手当と併せて説明を行い、児童扶養手当の適切な受給となるように取り組んでいます。
③ 障がい児施策の充実
<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉計画に沿って障がい児福祉サービスの基盤整備を行っています。 特別児童扶養手当については、受給資格者は徐々に増加しているため、引き続き、受給資格者の適切な把握が必要です。
④ 貧困による困難を抱えるこどもへの支援
<ul style="list-style-type: none"> 全てのこどもたちが健やかに成長できるよう、関係各課が連携し、教育の支援、生活(子育て)の支援、経済的支援に取り組んでいます。

(8) 事業目標と実績

第2期計画では、基本目標に基づく数値目標を設定し、各種施策を推進してきました。第2期計画策定時と事業の実施方法や実績値の把握方法が異なっている項目もありますが、全29項目のうち17項目で目標を達成しています。

(※ 達成：◎ 未達成：▲)

項目番号	事業名	項目等	目標値	実績値 (令和5年度)	内容	評価※
1-(1)	保育所等緊急整備事業	実施か所数	2園	2園	H31 暘谷保育園 R4～R5 せいぶこども園 R6 大神保育園	◎
	幼稚園における子育て支援事業	利用者数	1,100人	月1,109人	のべ利用者人数 13,311人(月平均 1,109人) / 利用者人数 89人	◎
1-(4)	放課後児童健全育成事業	実施か所数	3クラブ	4クラブ	R1.4～豊岡(2支援単位)、大神(1支援単位) R3.4～川崎(2支援単位) R3.7～日出(1支援単位)	◎
2-(1)	両親学級(ママ・パパ学級)	参加者数	60組	31組	R2 年度後半からコロナ感染拡大のため中止 R4 年度からHUGくみで実施	▲
	乳児家庭全戸訪問事業	訪問実施率	100%	100%		◎
	育児相談事業(のびのび育児相談)	開催回数	月1回	—	R1 年度末からコロナ感染拡大のため中止。	
	4か月児健康診査事業	受診率	98%	99%		◎
	1歳6か月児健康診査事業	受診率	98%	101.7%		◎
	3歳児健康診査事業	受診率	98%	100%		◎
	歯科保健事業	むし歯のない3歳児の割合	85%	88.4%		◎
	予防接種事業	MR接種率(1期・2期)	98%	1期 106.8% 2期 94.5%		◎
	任意予防接種費用の一部助成	風しん接種者予防接種数	60人	44人		▲
不妊治療についての情報提供及び医療費の助成	特定不妊治療件数	20件	4件	R4.4月から不妊治療が保険適用が開始され、県単独事業として保険適用不妊治療と併用して実施した先進医療にかかる費用を助成。	▲	

第2章 日出町のこどもと子育て家庭を取り巻く現状

項目番号	事業名	項目等	目標値	実績値 (令和5年度)	内容	評価	
2-(2)	日出町食生活改善推進事業	【朝食を毎日食べている者の割合】	小学生	99%	88.6%		▲
			中学生		89.1%		▲
			17歳		75.8%		▲
		【「いただきます」「ごちそうさま」を必ず言う者の割合】	小学生	85%	76.7%		▲
			中学生		80.5%		▲
			17歳		70%		59.1%
		【家族と食事をしている者の割合】	小学生	99%	95.3%		▲
			中学生		92.8%		▲
			17歳		87.1%		▲
	【食育に関心を持つ保護者の割合】		85%	81.4%	コロナ感染拡大のためR1年度末から中止。R5年度末からHUGくみで開始	▲	
離乳食教室	参加組数	180組	16組	R5年度からHUGくみで開始。R5 1回 16組 R6 3回予定 (1回目済み 14組)	▲		
2-(4)	小児救急医療支援事業	情報提供	100%	100%		◎	
3-(1)	学力向上対策事業（日出町標準学力調査における）	正答率 60%未満の児童の割合(小学校)	20%以下	28.2%	令和3年度より、町の指標を50%未満、20%以下に変更	▲	
		正答率 50%未満の生徒の割合(中学校)	30%以下	36.7%		▲	
	道徳教育の充実	年間授業時間数	35時間以上	35時間以上		◎	
4-(1)	公営住宅の整備	進捗率	100%	100%		◎	
	シックハウス対策の推進	進捗率	100%	100%		◎	
4-(2)	安全な歩道整備事業	進捗率	80%	80%		◎	
4-(3)	こどもの遊べる公園整備	進捗率	90%	100%		◎	
5-(1)	交通安全教室（自転車教室）	各小学校1年生・各幼稚園及び各こども園を対象	年1回開催	8回開催		◎	
	交通安全のボランティア指導事業	交通指導員の確保	15人以上	8人		▲	
5-(2)	地域安全ニュース	発行回数	月1回	12回	月1回	◎	

8 こども・子育て家庭を取り巻く課題の整理

実態調査（アンケート調査）、団体ヒアリング、施策の実施状況等から、こどもとその家庭を取り巻く課題について以下のように7つに整理されます。

課題1 妊娠・出産期から切れ目のない支援の充実

実態調査では、妊娠中、出産後のサポートとして必要だと思うサービスは、「母親の健康面でのサポート」が半数以上となっているほか、「買い物・食事のしたくなどの家事支援」「父親の子育て講座」の割合が前回調査より増加しています。保護者の育児不安や負担の軽減を図り、安心して産み育てられるように支援していくことが必要です。また、妊娠期から出産までの期間の保健サービスの満足感が『得られた』割合は8割を超えていますが、ハイリスク妊婦や支援が必要な母子を見逃さず、妊娠期からサポートすることが重要です。さらに、育児期間中に、メンタルヘルスの不調を起こした状態である「産後うつ」は、母親だけではなく、父親にも生じる事例が多くなっているため、父親も含めた支援の充実が必要です。

課題2 子育てと仕事の両立支援

実態調査では、母親のフルタイムでの就労傾向が高まっており、小学生の「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した割合も増加しています。また、小学校就学後の放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ」の利用意向が高くなっており、保護者の就労形態の変化を踏まえて多様なニーズに対応していくことが必要です。

また、「育児休業を取得した（取得中である）」割合は、母親、父親ともに前回調査より増加しています。父親については、前回調査より増加していますが低い状況であり、育児休業を取得していない理由について、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が前回調査より増加しています。事業所に対するワークライフバランスの啓発や社会全体で育児休業を取得しやすい環境の整備等が求められます。

課題3 子育てサービスの利用促進

日出町地域子育て支援センター「HUGくみ」の利用者数は増加傾向ですが、実態調査では、地域子育て支援拠点事業を利用している割合は15.1%となっています。今後情報提供と周知に努めることが必要です。

また、こどもが病気の時には、母親や父親が休んで対応するケースが多く、病児保育を利用した割合は就学前児童で8.8%、小学生で1.5%となっています。母親や父親が休んで対応した人のうち、就学前児童で33.5%、小学生で15.1%の保護者が「できれば病児保育施設等を利用したい」と回答しています。また、病児保育を利用しなかった

理由については、「利用料がかかる・高い」「利用方法がわからない」「その他」と回答した割合が高く、「その他」では、手続きに関する手間や利用の制約が多いことがあげられています。病児保育事業は、就労している保護者にとって重要な事業であることから、利用方法の周知や手続きの簡素化等、利用しやすい体制が求められています。病児保育に関する取組の充実とともに、こどもが病気になった時に保護者が休めない状況を改善するために事業所とともに取り組んでいくことが必要です。

課題4 相談体制の充実や子育てに関する情報提供

実態調査では、子育てについて気軽に相談できる人や場所が「いない・ない」と回答した割合は、前回調査よりやや増加しています。また、相談先については、「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合が高くなっており、公的な子育て支援施設や町の子育て関連担当窓口の割合が低い状況となっており、ひとり親家庭実態調査において、本町では14.7%が悩みごとの相談相手がないと回答しているため、気軽に相談できる相談窓口、相談支援体制の充実が求められます。

課題5 経済的な負担の軽減

実態調査では、子育て支援について町に期待することは就学前児童、小学生ともに「子育ての経済的支援を充実する」が最も高くなっています。支援が必要な家庭が適切に支援を受けることができるよう支援制度の周知に努めるとともに、ニーズの高い経済的な負担の軽減に関する取組の推進が求められます。

課題6 支援に携わる人材の確保

ヒアリング調査では、放課後児童クラブにおける支援員の確保が難しいとの意見が多数ありました。放課後児童クラブの利用意向は高いため、人材確保の支援の取組が求められています。また、支援員の研修等は各クラブで行っているため、町主催の研修の実施や情報交換の場の整備等、支援に携わる人材の質の向上に関する取組が求められています。

また、本町では、日出町児童館において「こども会議」を実施し、こども主体の居場所となるように取組を推進しています。こどもの声を取り入れ、こどもを中心とした活動の場が町内に広がるよう、支援者の確保・養成も含めて取組を推進していくことが必要です。

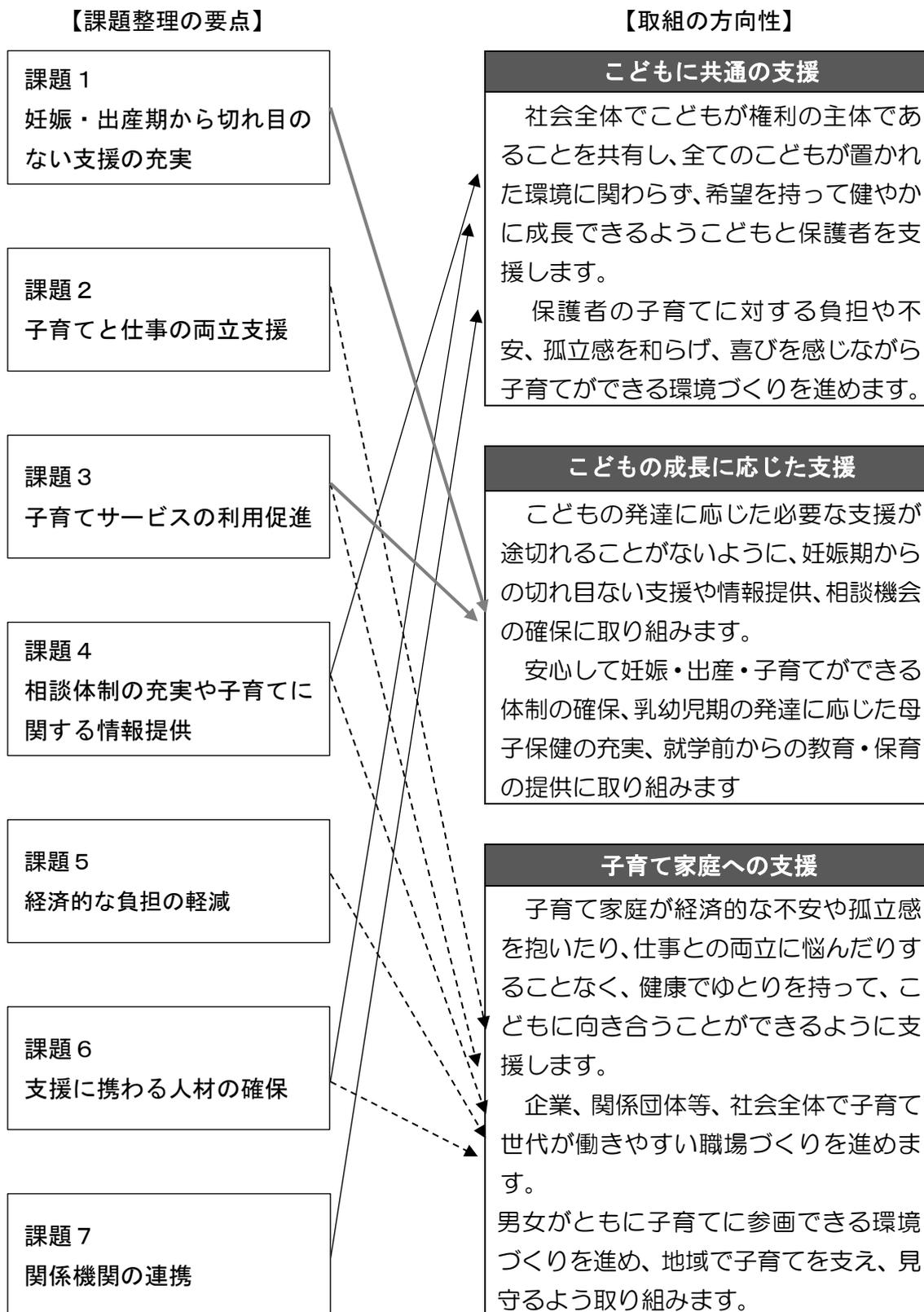
課題7 関係機関の連携

ヒアリング調査では、放課後児童クラブと小学校、就学前に通っていた保育所等との情報共有が不十分であるとの意見が多数ありました。保育所等においても発達面で支援が必要な児童が増えている状況もあるため、保健・保育・教育・福祉等の関係機関の連携体制の整備が求められています。

また、全国的に、こどもを巻き込んだ事故や事件が発生しており、本町においても関係機関と連携を強化しながら、児童虐待防止や防犯等、こどもの安全を確保するための取組を推進することが必要です。

9 計画の方向性

7つに整理された課題から3つの計画の方向性が導かれます。
課題と方向性との関係性は以下のように考えられます。



第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

第2期計画において「子どもは希望！ 日出で子育て！ みんなで子育て！」を基本理念に掲げ、こども・子育て支援に関する取組を推進してきました。また、こども大綱では、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、地域全体でこどもの成長を見守り、子育てを助け合えるまちを目指し、基本理念を次のように定めます。

第5次日出町総合計画 後期基本計画

基本施策 I

「健やかで安らかに暮らせるまちをつくる【健康・福祉】」

第2期日出町子ども・子育て支援事業計画

基本理念

「子どもは希望！ 日出で子育て！ みんなで子育て！」

こども大綱

「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に
幸福な生活を送ることができる社会～



【第3期日出町子ども・子育て支援事業計画 基本理念】

こどもまんなか 日出で子育て みんなで子育て



2 基本的な視点

本計画では、基本理念である「こどもまんなか 日中で子育て みんなで子育て」を実現するため、以下の基本的な視点に立って、こども・子育て支援を推進します。

視点1 こどもの成長を切れ目なく支援する視点

妊娠期からの切れ目ない支援や情報提供、相談機会の確保に取り組み、安心して妊娠・出産・子育てができる体制の確保に努めます。また、乳幼児期の発達に応じた質の高い教育・保育の提供に取り組むとともに、こどもの健やかな成長が保障され、こどもの権利が最大限に尊重されるよう取組を推進します。

視点2 全ての子育て家庭を支援する視点

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、子育て支援サービスの充実に努め、誰もが安心して子育てできるよう取り組みます。

視点3 地域社会全体で子育てを支える視点

「こどもは社会の宝」という基本的認識の下、地域や企業、関係団体等、社会のあらゆる分野の構成員が連携・協働し、社会全体で子育て世代が働きやすい職場づくりを進める等、男女がともに子育てに参画できる環境づくりを進め、社会全体で子育てを支え、見守ることができるよう取り組みます。

3 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するための基本目標を次のように定めます。

基本目標1 こどもに共通の支援

社会全体でこどもが権利の主体であることを共有するとともに、児童虐待やこどもの貧困等の未然防止と早期発見、早期支援に取り組む体制づくりを推進し、全てのこどもが置かれた環境に関わらず、希望を持って健やかに成長できるよう支援します。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、誰もが安心して子育てできるよう取り組みます。

基本目標2 こどもの成長に応じた支援

こどもの状況に応じて、必要な支援が途切れることがないように、妊娠期からの切れ目ない支援や情報提供、相談機会の確保に取り組み、安心して妊娠・出産・子育てができる体制の確保に努めます。また、乳幼児期の発達に応じた母子保健、就学前からの質の高い教育・保育の提供に取り組みます。

基本目標3 子育て家庭への支援

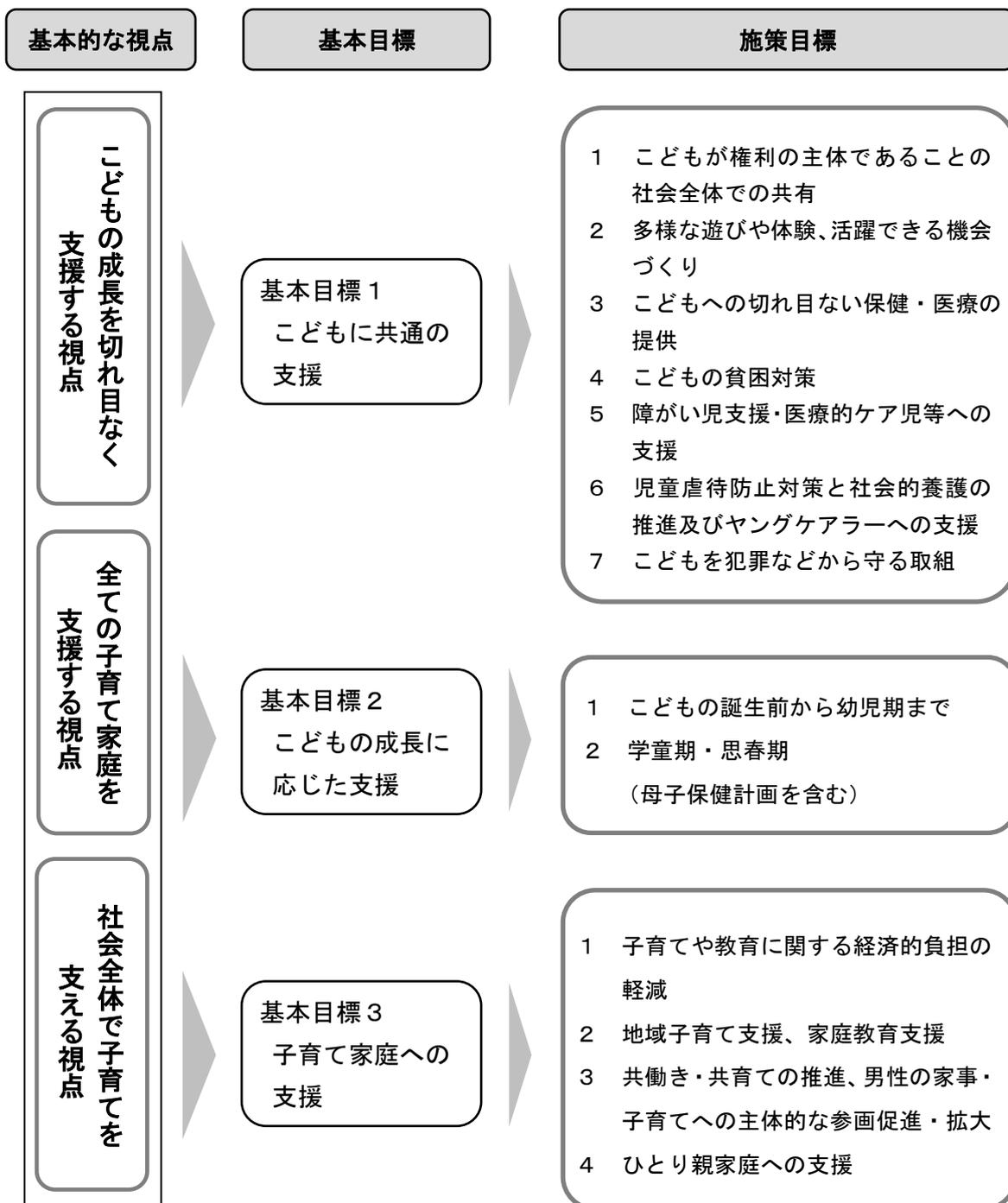
こどもの健やかな成長のために、子育て家庭が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合うことができるように支援します。

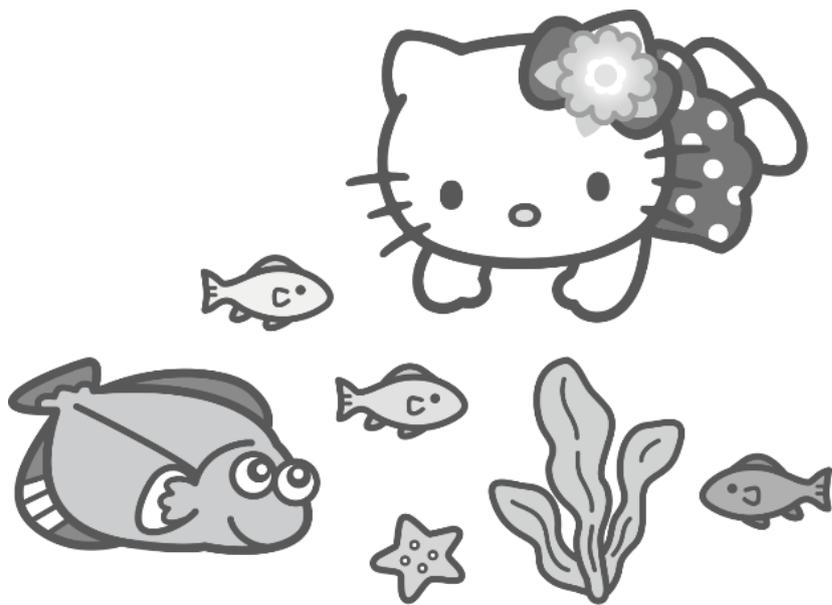
「こどもは社会の宝」という基本的認識の下、地域や企業、関係団体等、社会のあらゆる分野の構成員が連携・協働し、社会全体で子育て世代が働きやすい職場づくりを進める等、男女がともに子育てに参画できる環境づくりを進め、社会全体で子育てを支え、見守ることができるよう取り組みます。

4 計画の体系

【基本理念】

こどもまんなか 日出で子育て みんなで子育て





第4章 施策の展開



基本目標 1 こどもに共通の支援

施策目標 1 こどもが権利の主体であることの社会全体での共有

【現状と課題】

こどもは、自立した個人であり、生まれながらにして権利の主体です。こどもの権利を保障し、個人を尊重しながら施策を推進していくことが必要です。

また、こどもの意見を尊重し、意見を表明しやすい環境づくりを行うために、こどもの権利に関する啓発を行い、様々な場面でこどもが参画し、意見を反映できる機会づくりを進めることが必要です。

【施策の展開】

施策 1 こども基本法、こどもの権利条約に関する普及啓発

こども基本法、こどもの権利条約の趣旨や内容についての理解を促すため、学校、児童館や放課後児童クラブ、こどもを対象としたイベント等における広報活動により、周知啓発を図ります。また、こどもや子育て当事者の支援に関わる大人への情報提供や研修等を実施し、支援者間の共通理解の促進を図ります。

施策 2 人権啓発活動の実施

町民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、人権擁護委員と連携し、こどもの人権問題も含めた人権に関する啓発活動を行い、こども基本法やこどもの権利条約についての情報を発信し、こどもが権利の主体であることを社会全体に周知します。

施策 3 こどもの意見表明の支援

こどもが安心して自分の意見を表明することができる場の充実に努めるとともに、こどもの意見表明を適切に支援できる人材の確保・養成に取り組みます。

施策 4 こどもの権利侵害に関する相談窓口の周知

こどもの人権問題をはじめとした様々な悩みに関する相談に応じる「こどもの人権 110 番」「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権 SOS-e メール）」「こどもの人権 SOS ミニレター」「LINE じんけん相談」などの周知を図るとともに、こども自身が気軽に相談できる場や体制の充実に努めます。

施策目標2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【現状と課題】

遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点であり、遊びは、言語や数量の感覚等の認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、創造力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力等の社会情動的スキルを育むことに加え、多様な動きを身につけ、健康を維持することにつながります。

こどもの年齢や発達の段階に応じて多様な体験・外遊びを含む多様な遊びの機会づくりの推進が必要です。

【施策の展開】

施策1 様々な体験活動の充実

① 食事づくり等の体験活動の推進

食生活改善推進員と連携を図りながら、おやこの食育教室や子ども料理教室を開催し、食の楽しさの実感、食への興味や関心を深めます。

② 乳幼児とのふれあい体験の推進

思春期のこどもが乳幼児とふれあうことで、命の尊さや家庭の大切さ、こどもを産み育てる意義を理解し、将来の親としての自覚を持てるよう、ふれあいの機会づくりに努めます。

③ 世代間交流の促進

地域住民の協力のもと、あらゆる世代が参加できる活動を公民館等において実施し、世代間交流を図ります。

④ 「木育」等による森林・林業教育の推進

植樹等の森林づくり活動や、森林空間を活用した遊びや体験活動を実施を検討し、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進します。

⑤ 文化芸術体験機会の提供・充実

親子で文化体験活動に参加する機会を充実させ、地域の文化芸術にふれる機会を増やします。

施策2 読書に親しむ環境づくり

① 日出町ブックスタート事業

赤ちゃんと絵本を通してゆっくり心触れ合うひとときの体験により、こどもと保護者のこころが通い合う関係づくりと地域における子育て支援を図ります。

② 図書館における読み聞かせの実施

読み聞かせボランティアと連携しながら、図書館内で読み聞かせを毎月2回、町内幼稚園で9月～2月に毎月1回開催し、こどもの成長と発達を促します。

施策3 外国語教育の推進

小中学校に ALT（外国語指導助手）を配置するとともに、研修等を通して小学校教員の英語指導力の向上を図り、外国語教育を推進します。

施策4 国際交流の推進

国際的な視野を養うために、留学生や ALT との交流の場や外国の文化や価値観に触れる機会の充実を図ります。

施策5 こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

① 教育を通じた男女共同参画の推進

学校教育や社会教育において、男女の尊重や自分を大事にすること、固定的性別役割分担意識解消の理解を深める教育を推進します。

② 多様性に関する理解の促進

学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めます。

施策目標3 こどもへの切れ目ない保健・医療の提供

【現状と課題】

実態調査では、子育てについて気軽に相談できる人や場所が「いない・ない」と回答した割合は、前回調査よりやや増加しており、相談先での公的な子育て関連窓口の割合が低い状況となっており、切れ目のない支援体制の構築に向けて相談窓口、相談支援体制の充実が求められます。医療体制については小児救急医療について、別府市と杵築市3市町で協定を結び体制を確保しており、引き続き、緊急時の医療体制の整備に努めるとともに、保護者への情報提供の充実が必要です。

【施策の展開】

施策1 こどもの健やかな成長と育児不安に対する相談体制への充実

こどもの健やかな成長・発達のため乳幼児健康診査等の機会に保健指導の充実を図り子育て世代への適切な情報発信と相談体制の強化に努めます。また、今後も窓口での面談や訪問、乳幼児健診等の母子保健事業の機会を通じて保護者が孤立しないよう支援に努めます。こども自身への成長に応じた支援については「基本目標2 こどもの成長に応じた支援」に準ずることとします。

施策2 小児救急医療の体制整備

近隣市と連携しながら、小児救急医療体制の維持に努めるとともに、赤ちゃん訪問時や転入時に全員にリーフレットを配布し、夜間こども診療などの情報提供に努めます。

施策3 こどもの急な病気やけがの対応に関する情報提供

こどもが病気やけがで心配な時や病院に行った方が良いかどうか、判断に迷った時の相談窓口や小児救急ハンドブックの周知を図り、保護者が安心して子育てできるよう支援します。

施策4 歯科保健事業の充実

幼児健診での歯科検診と歯科保健指導の充実を図り、適切な情報発信をホームページやSNSを通じて行い知識の普及に努めます。保護者や歯科医師会、歯科衛生士会、保育園、幼稚園、認定こども園、学校等と連携して、歯科検診や歯科保健指導など、歯科保健対策の充実努めます。



施策目標4 こどもの貧困対策

【現状と課題】

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めることが必要です。

【施策の展開】

施策1 教育の支援

全てのこどもが、家庭の経済状況に関わらず、安心して質の高い教育を受けることができるように、幼児教育・保育の無償化、就学準備・就学にかかる費用の援助、公的機関の奨学金の周知等を行い、こどものライフステージに応じて、教育費用の負担軽減に努めます。

また、経済的な理由により学習機会が少ない世帯のこどもを支援するため、無料又は低額で学習指導を受けることのできる場の設置を検討します。

施策2 生活の支援

困難を抱えるこどもや保護者が孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定のために必要な支援の充実に努めます。

また、貧困の状況にあるこどもやひとり親家庭等にフードバンク等による食料品の支給を行う地域の体制づくりを支援します。

施策3 保護者の就労支援

保護者が安定した生活基盤を確保できるよう、家庭の状況に合わせてハローワーク等と連携し支援を行うとともに、就職の際に有利となる資格の取得を支援する制度の周知を図ります。

施策4 経済的支援

保育料や就学費用の軽減、各種給付制度などの経済的な支援を行い、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

施策目標5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援**【現状と課題】**

障がいの有無に関わらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加の支援が求められています。

本町においては、児童発達支援センターや町内の事業所において保育所等訪問支援を活用できる体制を整備しており、今後も障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向けた取組を推進していくことが必要です。

【施策の展開】**施策1 障害児福祉サービスの充実**

身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス、短期入所を利用することができるよう、障害児福祉サービスの提供体制の確保に努めるとともに、関係機関と連携し、障害児福祉サービスの質の向上及び人材の育成・確保を支援します。

施策2 障がいのあるこどものいる家庭の経済的負担の軽減

補装具や医療、特別児童扶養手当等の給付を行い、障がいのあるこどものいる家庭の子育て負担の軽減を図ります。

施策3 地域における障がい児支援の充実

発達に特性のあるこどもや障がいのあるこどもに対して、関係機関が連携しながら、きめ細やかな相談・支援等を行い、乳幼児期から学校卒業まで切れ目なく療育や学校教育が受けられる環境を整備します。

また、保育所等に対して、保育所等訪問支援の周知を図り、障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもの受け入れ体制の整備に努めます。

施策4 医療的ケア児等への支援体制の整備

大分県では令和4年7月に「医療的ケア児支援センター」を開設しています。本町においても、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援員と連携し必要な支援につなげています。今後は医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、身近な地域において、医療的ケア等が必要なこどもの受け入れを可能とするための体制整備に努め、地域生活の向上を図ります。

施策目標6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものです。こどもへの虐待につながらないよう、こどもや家庭の声を受け止め、子育ての困難や不安を分かちあうことで、子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、支援していくことが必要です。

また、本町においてもヤングケアラーにあてはまるこどもがいます。ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまう等、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者の情報共有・連携により、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことが求められています。

【施策の展開】

施策1 相談支援体制の整備

要支援家庭等へ適切な支援、援助を行い、養育者の育児不安の解消や養育環境の改善を図り、児童の健全な成長をサポートするため、令和6年度よりこども家庭センターを設置し、保健師、こども家庭支援員、公認心理師等を配置することで連携を図りながら、こどもや保護者の相談・支援の充実に努めます。

施策2 要保護児童対策地域協議会の体制強化

要保護児童の早期発見と適切な支援に向けて、月1回の実務者会議と関係機関が情報共有や顔のみえる関係をつくるため、年1回の代表者会議を実施します。個別ケースについては検討会議を別途開催して具体的な支援について検討します。

施策3 社会的養護を必要とするこどもの支援体制の整備

社会的養護を必要とするこどもが心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携し、家庭的環境により安定的、継続的に養育されるよう支援します。

施策4 ヤングケアラーの実態把握、支援

福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握できる体制を整備します。そして、ヤングケアラーの可能性のあるこどもについては、こども家庭センターを中心に、こどもの意向に寄り添って、家庭全体の支援の観点から対策を推進します。

施策目標7 こどもを犯罪などから守る取組

【現状と課題】

全国的に、こどもの安全や安心が脅かされている事故や事件が増加しており、本町においても、こどもを事故や犯罪等から守る環境づくりが求められています。

本町では、交通安全協会や警察署等の関係機関と連携し、交通安全教育の推進を図っています。また、犯罪等の被害防止のために、こども連絡所の設置を推進していますが、設置数が減少傾向にあるため、地域の協力を得ながら、こどもたちの安全・安心な環境づくりに取り組むことが必要です。

【施策の展開】

施策1 犯罪等の被害防止の活動（こども連絡所）の推進

日出町防犯協会連合会が教育委員会と連携し、こどもへの防犯グッズの配布等を行います。また、地域の協力を得ながら、こども連絡所の新規設置の推進に努めます。

施策2 防犯に関する情報提供の充実

日出町防犯協会連合会が杵築日出警察署と連携し、広報紙「NEWまもるくん」を毎月1回発行し、防犯に関する情報提供を行います。

施策3 街頭指導の実施

警察等の関係機関と連携し、月1回の町一斉あいさつ運動や夜間の街頭補導を実施します。また、補導員によるあいさつ運動のほか、花火大会等において教育委員会・警察・補導員等が協力して夜間の街頭指導を行います。

施策4 防犯や交通安全に関するボランティアの育成・支援

自主防犯パトロール隊の育成と助成及び用品支給を行います。また、交通安全のボランティアについては、交通指導員の研修会を年1回実施し、新たな交通実態に応じた必要な知識の習得及び指導力の向上を図ります。

施策5 交通安全教室の開催

町内各小学校1年生と町内各幼稚園及び認定こども園を対象にした、交通安全教室（年1回）や交通安全協会による自転車教室を実施し、幼少期から交通ルールを遵守することの大切さを学ぶことにつなげます。

施策6 道路や公園等の整備

歩道設置が可能な区間では歩道整備を進め、老朽化した歩道の整備・補修等の維持管理を進めます。また、都市公園の遊具点検を毎年実施し、こどもたちが安全に利用できるよう維持管理を行います。

基本目標2 こどもの成長に応じた支援

施策目標1 こどもの誕生前から幼児期まで

【現状と課題】

本町においては、令和6年度よりこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援が行えるように専門職等が連携し、随時の相談や特定妊婦等、様々な課題を抱える妊産婦やこども等の支援に取り組んでいます。

実態調査では、妊娠期から出産期までの期間の保健サービスの満足感が「得られた」割合は高くなっていますが、支援が必要な保護者やこどもを見逃さず、支援につなぐことができるように、関係者間の連携を強化することも必要です。

また、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であるため、遊びや生活を充実させ、調和のとれた心や体を育むための質の高い教育・保育を総合的に提供することが重要です。

【施策の展開】

施策1 切れ目ない相談支援体制の整備・充実

① 妊婦等包括相談支援事業の実施

妊娠時から妊産婦に寄りそい、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報発信を行い必要な支援につなぎ、切れ目のない相談支援を行います。

② 妊婦のための支援給付

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、経済面での負担を軽減するため、給付金を支給します。

③ 里帰り出産の妊産婦への支援

里帰り出産を行う妊産婦等に対して、切れ目のない支援の提供が図られるように情報共有と連携を促進します。

施策2 妊娠期・産後の育児支援の充実

① 妊婦健康診査の実施

妊婦健康診査事業として、母子手帳交付時にあわせて計14回の健診受診券を発行し費用の助成を行います。妊婦健診のほかに産婦健診費用、新生児聴覚検査費用についても受診券にて費用助成を行います。

② 産婦健康診査の実施

健診費用の一部を助成し、産後うつ予防など産後の初期段階における母親のこころと体が順調に回復するための支援を行います。

③ 産後ケア事業の実施

産科医療機関や助産所で母親の心身のケアや育児のサポートを行い、出産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

④ ペリネイタルビジット（育児等保健指導事業）の実施

育児の不安軽減のため、産婦人科医から小児科医への紹介により、小児科で育児に関する保健指導を無料（1回）で受けることができます。医療機関と連携して、妊産婦の子育てに関する不安の軽減に努めます。

施策3 乳幼児健康診査等の充実

乳幼児に対し、母子保健法に基づく問診・計測・診察・保健指導を実施し、健康の増進を図ります。乳幼児健診で精密検査が必要と判断されたこどもに乳幼児精密健康診査受診票を交付し、専門機関の確実な受診を促します。病院から返送された結果をもとに、その後のフォローを行います。

また、各種健診時（1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、5歳児相談会）に個別栄養指導を行い、幼児の健康維持・増進を図ります。

**施策4 予防接種の勧奨**

予防接種については、対象者に個別通知や健診時の保健指導で接種勧奨に努めるとともに、任意の予防接種について周知を図り、対象者には費用の一部を助成します。

施策5 相談機会の充実

① 5歳児ころと体の相談会

親子が安心して就学を迎えられるよう、小児科医等による診察、言葉や保育、心理、栄養、教育、療育、福祉等の相談ができる相談会を実施します。

② 育児相談事業（のびのび育児相談）

コロナ禍により休止していた事業です。今後は乳児期における育児支援事業について他施策と連携し、実施方法について検討を行います。

③ きらら相談（心理・言語相談）

「言葉が出るのが遅い、落ち着きがない」等、発達が気になるこどもの相談会（心理相談・言語相談）を実施します。

④ 5歳児フォロー相談会

5歳児ころと体の相談会等で継続支援が必要な親子を対象として、児童精神科医による診察・相談、教育相談などを実施します。

施策6 地域子育て情報の発信

ホームページや広報等、さらに「母子モ」アプリの活用、また、子育てサービスブックの作成などにより、子育ての情報を発信しています。時代にあった情報発信の方法等を検討して、保護者等へ子育て情報が必要な時にダイレクトに届くように取り組みます。

施策7 両親学級（ママ・パパ学級）

地域子育て支援センターにおいて、出産や子育てに関する講座を実施し、必要な知識やスキルを身につけ不安なく出産を迎え、産後のよりよい親子関係をはぐくむ支援に取り組みます。

施策8 父親への育児支援の充実

父親向けの子育て講座の開催や地域子育て支援センター等の親子の交流の場へ参加しやすいよう取組を進めるとともに、父親の子育ての孤立感や不安感が解消できるよう、父親同士の仲間づくりの支援や相談窓口の周知に取り組みます。



施策9 乳児家庭全戸訪問事業の充実

こんにちは赤ちゃん訪問事業として生後2か月頃の赤ちゃんとお母さんを対象とした家庭訪問を実施します。

■事業の概要と実績

概要	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、体重等の測定や、育児相談を行い、子育てに関する情報提供を行う事業です。				
----	--	--	--	--	--

実績（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	211	202	172	209	200

**施策10 家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）の充実**

研修を受けたボランティアが就学前児童のいる家庭を定期的に訪問し、親に寄り添いながら傾聴（相談事などを受け止める）や協働（育児や家事などを一緒に行う）等の活動を行います。

施策11 乳幼児期の食育の推進

離乳食に関する相談や試食などを行い、乳幼児の発達段階に合わせた食や栄養、健康づくりに関する学習機会の提供と情報の提供を行います。

施策12 未熟児養育医療の給付

体の発育が未熟なまま出生した特別な医療を必要とする赤ちゃんへの支援として、医療費の助成を行い、保護者の負担を軽減します。

施策13 不妊治療についての情報提供及び医療費の助成

こどもを産みたい人が産める環境づくりを推進するため、大分県と市町村が一体となって検査費、治療費の一部を助成します。また、広報等により不妊治療についての情報提供や相談窓口の周知を図ります。

施策14 多様な保育サービス等の充実**① 通常保育事業の充実**

平成27年度より子ども・子育て支援制度に変わり、施設の創設・改修により受皿の拡充を行いました。現在は出生数の変化に伴い、定員数の増減を図り、ニーズに即した利用定員を目指しています。

② 延長保育事業の充実

引き続き、町内すべての施設（保育所及び認定こども園）で実施します。施設職員を適正に配置し、安定した事業運営を図り、保護者の利用ニーズの対応に努めます。

■事業の概要と実績

概要	認定こども園や保育所などで、保育認定を受けたこどもを通常の利用日の利用時間や利用日以外で保育を実施する事業です。
----	--

実績（人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	371	381	375	368	373

③ 休日保育事業の実施の検討

現在は実施に至っていませんが、アンケート結果では、少数ではありますが一定の要望があります。必要時には実施の検討を行います。

④ 障がい児保育事業

障がいのあるこどもに対して、適切な支援に努め、集団生活ができるように施設で児童の受入れを行います。支援が必要なこどもに関する情報を共有する体制整備を図り、こどもに応じた支援に努めます。

⑤ 病児・病後児保育事業

平成28年度より藤原こども園（病後児保育室「たんぽぽ」）で実施しており、利用しやすい体制整備に努めます。また、令和3年10月より広域相互利用が開始され、県内（日出町外）の施設も統一料金で利用が可能となっているため、周知を図ります。保護者が安心してこどもを預けることができるよう体制の充実に努めます。

■事業の概要と実績

概要	病気のこどもが病院や保育所に付設された専門スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育等をする事業です。
----	---

実績（人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	102	19	37	51	40

⑥ 広域入所保育事業の実施

毎月の広域入所調整に当たり、近隣市町村と連携して取り組みます。保護者の利便性を第一に優先し、施設が所在する市町村に広域委託依頼を行います。

⑦ 幼児教育支援事業（幼稚園）の実施

幼保無償化制度に伴い、未移行幼稚園に通う満3歳以上の児童を対象に、保育料の助成を行います。

施策目標2 学童期・思春期

【現状と課題】

本町では、学力向上に向けた取組や道徳教育に取り組んでいます。また、協議会や研修会を通じた幼保小の連携等、こどもの育ちをつなぐ取組を進めています。

学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期であり、善悪の判断や規範意識を形成し、協調性や自主性を身につける時期です。学童期のこどもが、安心・安全が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

また、思春期は、心身の変化を経験しながら、他者や社会との関りの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期であるとともに、様々な葛藤や学業や家族・友人との関係や恋愛等に悩みを抱える繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、生育環境等を理由に自らの進路選択が制約されないよう支えていくことが望まれます。

【施策の展開】

施策1 教育環境等の整備

① 学力向上対策事業（各種学力調査、学力向上会議等）の実施

学力向上に向けた会議等で具体的な方策を提示し、各種学力調査の分析を踏まえ、各学校の実態に即した改善策を推進します。

② 総合的な学習の時間等における外部人材の活用

日出町の自然や産業、文化・歴史、世界農業遺産等についての理解を深めるため、地域人材を積極的に活用します。また、講師としての外部人材活用に加え、日常的な学習支援や見守り活動にも、地域人材の参画を推進します。

③ スクールカウンセラー、心の教育相談事業の充実

町内小・中学校全校にスクールカウンセラー（兼務）を配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校教育相談体制の充実を図ります。

④ 教育支援センター事業

不登校児童生徒への学習支援と社会的自立のため、教育支援センター「フレンドリー広場」を開所し、相談員、指導員を配置するとともに、地域児童生徒支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーと連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

⑤ 性教育の実施

各学校において年間指導計画を作成し、発達段階に応じて実施し、正しい知識の普及を図ります。また、望まない妊娠が虐待につながることを踏まえ、母子保健と教育現場の連携に努めます。

⑥ 薬物乱用防止教育の実施

興味本位で薬物等を使用しないよう、薬物等が体に及ぼす様々な影響について、学校教育を中心に学習機会の充実を図ります。

⑦ 自殺予防教育の推進

いのちの教育と併せてSOSの出し方に関する教育を実施します。詳細については自殺対策計画に準ずることとします。

施策2 小学校・幼稚園・保育所・認定こども園の連携強化

協議会や研修会を通して、幼保小の連携に取り組み、こどもの育ちをつなぐ取組を行います。

施策3 地域とともにある学校づくり

地域の特色や人材を活用したプログラム内容や学校・家庭・地域における学びの場を子どもたちに提供します。また、地域住民による学校支援の取組を推進します。

また、地域住民も参加できる学校公開日の設定や、学校便りや学校ホームページ等を活用し、学校の活動を公開し、開かれた学校を目指します。

施策4 こどもの居場所づくり

① 放課後児童クラブの運営

各小学校区に放課後児童クラブを設置し、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後等に生活の場を提供します。利用ニーズはさらに増加傾向にあるため支援単位の増設等に努めます。

② 放課後子ども教室の実施

「地域学校協働活動」において、5地区で放課後子ども教室を実施し、様々な体験機会の提供、子どもたちの放課後の居場所づくりに努めます。また、地域学校協働活動推進員を配置するなどし、学校運営協議会との連携を進め、放課後子ども教室の充実を図ります。

③ 児童館の運営

児童への「健全な遊びの場」として児童館を運営し、児童の健康増進や情操教育などを行います。

④ 地域における居場所づくり

地域でこどもを見守り、育てる趣旨のもと各自治区にも協力を求めながら、子ども会育成事業を推進します。

また、こどもたちがスポーツ活動に気軽に参加・体験できる機会の充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ「ひまわりのたね」について、広報、ホームページ、回覧等で町民へ周知啓発を図るとともに、スポーツ少年団の指導者の確保・育成を推進します。

⑤ こども食堂の開設支援

様々な団体や個人と連携・協働し、こどもが安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

⑥ 児童育成支援拠点事業の実施

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業を実施するために、支援を必要とする家庭の把握を行うとともに、他市町村の先進事例等の情報収集を行います。

施策5 生涯にわたる保健施策の推進

不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への相談支援を行います。男女ともに、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、切れ目のない支援体制の構築をはかります。



基本目標3 子育て家庭への支援

施策目標1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

実態調査では、子育て支援について町に期待することは就学前児童、小学生ともに「子育ての経済的支援を充実する」が最も高くなっています。経済的な理由によって、こどもの健やかな成長や教育の機会などが阻害されることがないように、支援制度の周知に努めるとともに、各種手当等の経済的支援の充実が求められます。

【施策の展開】

施策1 児童手当の支給

0歳から高校生年代までの児童を養育する保護者に児童手当を支給します。国の制度改正に適切に対応するとともに、制度変更等があれば広報活動に取り組み、周知を図ります。

施策2 こども医療費の助成

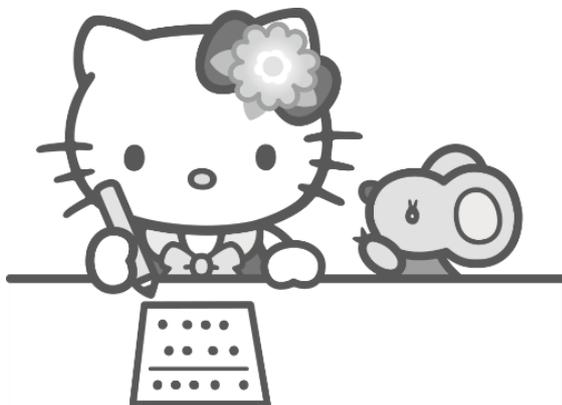
0歳から高校生年代までのこどもの医療費を助成し、疾病の早期発見と治療を促進することで、こどもの保健の向上を図ります。

施策3 保育を必要とする世帯の経済的負担の軽減

保育を必要とする世帯の経済的負担を軽減するため、大分にこにこ保育事業の拡充（第2子以降の保育料を無料とする事業）に取り組みます。

施策4 公営住宅の整備

現存住宅の生活環境の向上のため、日出町公営住宅等長寿命化計画（改訂版）に基づき改修等の事業を実施し、町営住宅における生活環境の向上に努めます。



施策目標2 地域子育て支援、家庭教育支援

【現状と課題】

実態調査では、保護者の就労形態が変化しており、それに伴って保育のニーズも多様化しています。在宅で子育てをしている家庭を含めて、全てのこどもと家庭を対象として、子育て世帯や地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進していくことが必要です。

【施策の展開】

施策1 地域子育て支援拠点事業の充実

地域子育て支援センターを拠点施設として、利用者間の交流や子育て相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

施策2 一時預かり保育事業の充実

保護者の冠婚葬祭、急病、育児疲れの解消などにより、家庭において一時的に保育が必要となる児童を町が委託している認定こども園等で一時的に預かり、安心して子育てできる環境を整備します。

■事業の概要と実績

概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、また保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合の乳幼児について、認定こども園などで一時的な預かり保育を行います。
----	--

実績（人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	162	341	269	186	324

施策3 幼稚園等における子育て支援事業の実施

就労時間の長時間化などにより今後も利用者が見込まれることから、認定こども園では在園児を対象に幼稚園機能部分において預かり保育事業を推進します。

また、町立幼稚園では、幼保無償化の影響から、就園率低下が懸念されていますが、子育て家庭の就労促進・負担軽減、町内5歳児の受入施設確保のため、町立小学校との強い連携が可能な町立幼稚園において預かり保育事業の継続的な取組を進めます。

■事業の概要と実績

概要	保護者の就労や病気などにより、家庭において保育することができない児童について、幼稚園・認定こども園の1号認定こどもを対象に教育時間の前後または、長期休業日等に預かり保育を行います。
----	--

実績（人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	27,385	27,396	24,099	26,347	26,307

施策4 ファミリー・サポート・センター事業の充実

児童の預かり等の援助を行う「まかせて会員」の養成を進めるとともに、援助を受ける「お願い会員」とのマッチングや支援の実施に取り組み、必要な人に必要な時に支援が届くように努めます。

■事業の概要と実績

概要	乳幼児や小学生などのこどもがいる保護者を会員として、こどもの預かりなどの援助を希望する保護者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業です。
----	--

実績（人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	283	216	251	265	268

施策5 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライト事業）の充実

児童養護施設2か所と乳児院1か所に委託し、受け入れ先を確保しています。また、令和6年度からは保護者がこどもと共に入所・利用が可能となっており、利用が必要な人に周知を図るとともに、委託施設と協議しながら、今後も受け入れ体制の充実を図ります。

■事業の概要と実績

概要	ショートステイは、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の育児疲れや育児不安、病気など）により、こどもを児童養護施設等で一定期間預かる事業です。トワイライトステイは、同様な目的で夜間預かる事業です。
----	--

実績（人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ	0	50	19	0	20
トワイライトステイ	0	0	3	0	0

施策6 こども誰でも通園制度の実施

保護者とともにこどもの成長を支援していくことを目的に、0歳6か月から満3歳未満の教育・保育の給付を受けていない児童を月一定時間預かる事業を令和8年度から実施します。

施策7 主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実

住民に対して、主任児童委員や民生委員・児童委員についての周知を図るとともに、研修の促進、情報交換の場の提供などを通して支援活動の充実を図ります。

施策8 家庭の教育力の向上

幼児期からの家庭教育の重要性を周知するために、講演会を開催する等、関係機関と協力して家庭教育に関する学習の機会や情報の提供に努めます。

施策9 社会環境の整備

インターネットやスマートフォンが普及していますが、性や暴力等に関する過激な内容の情報媒体や、SNSを通じた出会い系サイト等による犯罪やその被害を防止するため、家庭、地域、学校が一体となり、身近な社会環境の整備に向けた取組を推進します。

施策10 子育て支援者の確保・育成

地域の大人が地域のこどもを見守り、育てるための地域づくりを支援するとともに、地域における身近な大人や若者など、こどもの育ちや子育て支援に関わる多様な人材の確保・育成に努めます。

施策目標3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

【現状と課題】

実態調査では、育児休業を取得した（取得中である）割合が母親・父親ともに増加しています。本町では、日出町男女共同参画基本計画に基づき、働き方の見直しや多様な働き方の実現に向けて取り組んでいます。しかし、関係機関や企業等への仕事と子育ての両立支援についての働きかけの取組が遅れています。

父親・母親ともに希望通りの育児休業が取得できるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発や育児休業を取得しやすい環境の整備等が求められています。

【施策の展開】**施策1 仕事と子育ての両立支援**

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、性別役割分担意識や長時間労働等の改善を促す啓発活動を推進します。また、男女ともに年次有給休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりを推進します。

施策2 意識改革推進のための広報、啓発、講演会

男女共同参画週間に合わせて街頭啓発及び町ホームページへの掲載、また、女性団体の構成員を対象とした講演会を実施し、意識改革の推進を図ります。

施策3 男性の家事・子育てへの参画促進

男性向けの料理教室の開催や親子のふれあいの場への父親の参加の促進、家事・子育て等に参画するための情報提供や講座の開催などを通して、男性の子育てや家庭に関する意識を高め、主体的に参画できるよう支援します。

施策目標4 ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

ひとり親家庭等実態調査では、経済的なことに困り、悩んでいる家庭が多くなっています。ひとり親家庭の場合、経済的な負担に加えて、家事や子育ての役割を一人で担っているため、様々な不安や悩みを抱えていたりする場合があります。各種手当や就学援助金等の経済的支援の充実、多様な保育体制の整備が求められるとともに、子育ての孤立化や負担感を軽減するための支援体制づくりが必要です。

また、ひとり親家庭等実態調査では、悩みごとの相談相手がない人もいるため、公的な相談支援につなげていくことが必要です。

【施策の展開】

施策1 生活支援の充実、経済的自立の促進

ひとり親家庭の経済的負担の軽減に向けて、各種制度の周知徹底を図ります。

また、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供を行うとともに、県と連携し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給による職業訓練や資格取得を支援します。

施策2 相談支援体制の充実

困りごとを抱えた保護者が何らかの公的な相談機関へつながるよう、大分県母子・父子福祉センター等の相談窓口の周知に努めます。

また、窓口相談や母子保健事業における支援を充実させるとともに、ひとり親家庭の生活と安定に向けて、民生委員・児童委員や主任児童委員、関係機関との連携を図りながら、適切な助言を行うことができる体制を整えます。

第5章

子ども・子育て支援事業の実施計画



1 教育・保育の提供区域の設定

本町の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況等を総合的に勘案し、次の理由で、町全体を1区域の教育・保育提供区域として設定します。

保育所・認定こども園・幼稚園が町内各所に点在し、その地域に居住する児童が利用している一方、多くの施設が国道10号線や県道日出杵築真那井線など幹線道路周辺に所在しており、また町内どの地域からも車で短時間の距離にあるという地理的条件や交通事情等から、保護者の通勤経路にある保育所等へ通うなど、居住する地域以外の保育所等へ通っている児童がいる現状を踏まえ、町全体として確保の方策を検討することが、保護者ニーズや施設の有効利用の観点からも最善の方策と考えられます。

【子ども・子育て支援制度の概要】

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	施設型給付費	認定こども園・幼稚園・保育所を利用する1号から3号認定こどもに対する給付
		地域型保育給付費	小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育を利用するこどもへの給付
	子育てのための施設等利用給付	施設等利用費	未移行の幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育等の利用
その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業 2 延長保育事業（時間外保育事業） 3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 4 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） 5 乳児家庭全戸訪問事業 6 養育支援訪問事業 7 子育て世帯訪問支援事業※ 8 児童育成支援拠点事業※ 9 親子関係形成支援事業※ 10 地域子育て支援拠点事業 11 一時預かり事業 12 病児保育事業 13 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 14 妊婦健康診査事業 15 実費徴収に係る補足給付を行う事業 16 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 17 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 18 妊婦等包括相談支援事業※ 19 産後ケア事業※ 20 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※	
	仕事・子育て両立支援事業	1 企業主導型保育事業 2 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	

※は第3期計画からの新規事業

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、就学前の教育・保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は以下のとおりです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳から5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳から5歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0歳から2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園、 地域型保育

(2) 量の見込み

教育・保育の利用状況及び実態調査(アンケート調査)により把握した利用希望を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間の教育・保育の量の見込み(利用に関するニーズ量)に対する確保方策を定めます。

(単位:人)

認定区分 年度別 量の見込み	1号 (3~5歳)	2号 (3~5歳)		3号 (0~2歳)			計
	教育を希望	幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記 以外	保育が必要			
				0歳	1歳	2歳	
令和7年度 (2025年度)	108	611		103	133	139	1,094
		150	461				
令和8年度 (2026年度)	112	595		100	126	142	1,075
		147	448				
令和9年度 (2027年度)	104	564		97	123	134	1,022
		139	425				
令和10年度 (2028年度)	104	557		95	121	131	1,008
		137	420				
令和11年度 (2029年度)	105	547		93	118	129	992
		135	412				

※認定区分の内訳

- 1号: 3~5歳 学校教育のみ
- 2号: 3~5歳 保育の必要あり
- 3号: 0~2歳 保育の必要あり

(3) 確保の方策

■教育・保育の量と確保の方策（令和7年度）

（単位：人）

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
量の見込み		108	150	461	103	133	139	1,094
確保の方策	幼稚園	240	—	—	—	—	—	240
	認定こども園	95		310	52	80	78	615
	保育所	—	—	85	40	135		260
	企業主導型保育施設	—	—	4	0	10		14
	その他 認可外保育施設	—	—	4	0	6		10
	計	335		403	92	309		1,139
	町外施設利用	36		30	11	22		99
	合計	371		433	103	331		1,238
確保数－量の見込み		113		-28	0	59		144

■教育・保育の量と確保の方策（令和8年度）

（単位：人）

認定区分 年度別 量の見込み		1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
量の見込み		112	147	448	100	126	142	1,075
確保の方策	幼稚園	240	—	—	—	—	—	240
	認定こども園	95		310	52	80	78	615
	保育所	—	—	85	40	135		260
	企業主導型保育施設	—	—	4	0	10		14
	その他 認可外保育施設	—	—	4	0	6		10
	計	335		403	92	309		1,139
	町外施設利用	36		30	11	22		99
	合計	371		433	103	331		1,238
確保数－量の見込み		112		-15	3	63		163

■教育・保育の量と確保の方策（令和9年度）

（単位：人）

年度別 量の見込み	認定区分	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
量の見込み		104	139	425	97	123	134	1,022
確保の方策	幼稚園	240	—	—	—	—	—	240
	認定こども園	95		310	52	80	78	615
	保育所	—	—	85	40	135		260
	企業主導型保育施設	—	—	4	0	10		14
	その他 認可外保育施設	—	—	4	0	6		10
	計	335		403	92	309		1,139
	町外施設利用	36		30	11	22		99
合計		371		433	103	331		1,238
確保数—量の見込み		128		8	6	74		216

■教育・保育の量と確保の方策（令和10年度）

（単位：人）

年度別 量の見込み	認定区分	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
量の見込み		104	137	420	95	121	131	1,008
確保の方策	幼稚園	240	—	—	—	—	—	240
	認定こども園	95		310	52	80	78	615
	保育所	—	—	85	40	135		260
	企業主導型保育施設	—	—	4	0	10		14
	その他 認可外保育施設	—	—	4	0	6		10
	計	335		403	92	309		1,139
	町外施設利用	36		30	11	22		99
合計		371		433	103	331		1,238
確保数—量の見込み		130		13	8	79		230

■教育・保育の量と確保の方策（令和11年度）

（単位：人）

年度別 量の見込み	認定区分	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)		3号 (0～2歳)			計
		教育を 希望	教育の利用 希望が強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
量の見込み		105	135	412	93	118	129	992
確保 の方 策	幼稚園	240	—	—	—	—	—	240
	認定こども園	95		310	52	80	78	615
	保育所	—	—	85	40	135		260
	企業主導型保育施設	—	—	4	0	10		14
	その他 認可外保育施設	—	—	4	0	6		10
	計	335		403	92	309		1,139
	町外施設利用	36		30	11	22		99
	合計	371		433	103	331		1,238
確保数—量の見込み		131		21	10	84		246

【確保方策】

教育は、量の見込みに対して、供給体制が十分に確保できています。

保育は、2号認定（3～5歳児）の見込みに対して、令和7年度、令和8年度の確保の方策が不足するため、適切な定員管理、幼稚園等の在園児を対象とした一時預かりの充実を図り、保育の受け皿確保に努めます。

（4）幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

こども・子育て支援においては、幼児期の学校教育・保育を担う幼稚園、保育所、認定こども園の役割は重要なものです。特に認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等に応じ、柔軟にこどもを受け入れられる施設です。本町では、現在6園の認定こども園があります。今後も、既存の施設からの認定こども園への移行については、利用者のニーズや事業者の意向、施設・設備等の状況を踏まえながら進めます。

(5) 幼児期の学校教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育を提供するためには、施設設備等の環境整備とともに、幼稚園教諭や保育士等の資質の向上が不可欠です。

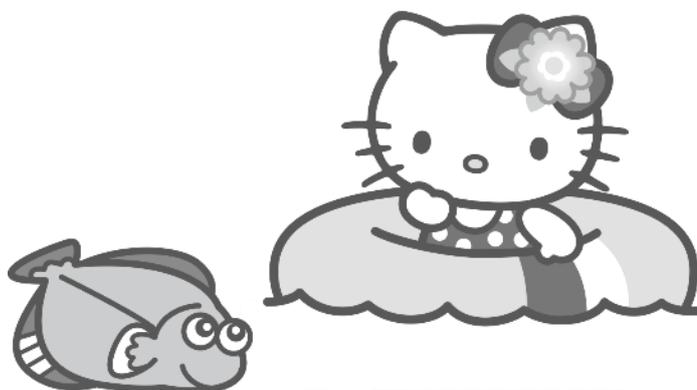
健康状態や発達の状況、家庭環境等から特に配慮を要することもについて、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、研修等により職員の資質の向上を図ります。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育利用料等を対象とした「子育てのための施設利用給付」が創設されています。給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給の確保を図ります。

(7) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休後の希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に情報提供するとともに、教育・保育施設等と連携を図りながら、保護者の就労状況やその他の変化に柔軟に対応し、待機児童が生じないよう体制の整備に努めます。



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

■ 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から町内全域を基本としますが、現状と利用者の利便性を鑑み、放課後児童育成健全事業（放課後児童クラブ）については小学校区、利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業については中学校区とします。

事業名	提供区域	考え方
利用者支援事業	中学校区	現状の子育て支援の提供体制と事業内容及び利用者の利便性を踏まえ、中学校区とします。
延長保育事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区	現状どおり、小学校区とします。
乳児家庭全戸訪問事業	町内全域	現状どおり、町内全域とします。
養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	町内全域	現状どおり、町内全域とします。
子育て世帯訪問事業	町内全域	事業内容と対象者の状況を踏まえ、町内全域とします。
児童育成支援拠点事業	町内全域	事業内容と対象者の状況を踏まえ、町内全域とします。
親子関係形成支援事業	町内全域	事業内容と対象者の状況を踏まえ、町内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	中学校区	現状の提供体制と利用者の利便性を踏まえ、中学校区とします。
一時預かり事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
病児保育事業	町内全域	事業内容と交通事情を踏まえ、町内全域とします。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	町内全域	事業内容と交通事情を踏まえ、町内全域とします。
妊婦健康診査	町内全域	現状どおり、町内全域とします。
妊婦等包括相談支援事業	町内全域	事業内容と提供体制の状況を踏まえ、町内全域とします。
産後ケア事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	町内全域	事業内容と提供体制の状況を踏まえ、町内全域とします。

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じて相談・助言を行い、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【量の見込み】

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	基本型	2	2	2	2	2
確保方策	基本型	2	2	2	2	2

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	こども家庭センター	1	1	1	1	1
確保方策	こども家庭センター	1	1	1	1	1

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	地域子育て相談機関	2	2	2	2	2
確保方策	地域子育て相談機関	2	2	2	2	2

※基本型：子育て家庭等からの相談を受け、子育て支援事業、保育所等の利用者支援と、地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を行います。

こども家庭センター型：妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援と個々の家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。

地域子育て相談機関：地域における子育ての相談対応を行います。

【確保方策】

現在の「基本型」「こども家庭センター型」による事業を今後も継続するとともに、「地域子育て相談機関」を中学校区に1か所、計2か所設置します。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

認定こども園や保育所などで、保育認定を受けたこどもを通常の利用日の利用時間や利用日以外で保育を実施する事業です。

【量の見込み】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み		人	353	345	330	325	319
確保 方策	実人数	人	353	345	330	325	319
	施設数	か所	9	9	9	9	9

【確保方策】

認可保育所及び認定こども園9か所で実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労などのために昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に小学校の教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

① 町全体

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	1年生	人	201	174	187	167	167
	2年生	人	179	190	164	184	152
	3年生	人	158	154	164	149	163
	4年生	人	51	50	50	48	49
	5年生	人	25	24	24	23	22
	6年生	人	10	9	8	8	8
	計	人	624	601	597	579	561
確保 方策	実人数	人	624	601	597	579	561
	施設数	単位	13	17	17	17	17

② 豊岡小学校

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1年生	人	52	42	39	41	35
	2年生	人	44	52	43	44	46
	3年生	人	35	34	45	37	38
	4年生	人	4	4	4	4	4
	5年生	人	3	3	3	3	3
	6年生	人	1	1	1	1	1
	計	人	139	136	135	130	127
確保 方策	実人数	人	139	136	135	130	127
	施設数	単位	3	4	4	4	4

③ 日出小学校

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1年生	人	35	48	40	26	33
	2年生	人	47	28	48	36	25
	3年生	人	44	40	26	44	39
	4年生	人	11	10	10	9	9
	5年生	人	3	3	3	2	2
	6年生	人	1	1	1	1	1
	計	人	141	130	128	118	109
確保 方策	実人数	人	141	130	128	118	109
	施設数	単位	3	3	3	3	3

④ 藤原小学校

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1年生	人	36	23	32	27	30
	2年生	人	20	33	18	35	22
	3年生	人	15	15	24	16	28
	4年生	人	11	11	12	12	13
	5年生	人	2	2	2	2	2
	6年生	人	1	1	1	1	1
	計	人	85	85	89	93	96
確保 方策	実人数	人	85	85	89	93	96
	施設数	単位	2	3	3	3	3

⑤ 川崎小学校

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1年生	人	55	41	51	52	53
	2年生	人	41	54	35	44	38
	3年生	人	40	38	46	32	33
	4年生	人	15	15	15	14	14
	5年生	人	8	8	8	8	8
	6年生	人	2	2	1	1	1
	計	人	161	158	156	151	147
確保 方策	実人数	人	161	158	156	151	147
	施設数	単位	3	4	4	4	4

⑥ 大神小学校

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1年生	人	23	20	25	21	16
	2年生	人	27	23	20	25	21
	3年生	人	24	27	23	20	25
	4年生	人	10	10	9	9	9
	5年生	人	9	8	8	8	7
	6年生	人	5	4	4	4	4
	計	人	98	92	89	87	82
確保 方策	実人数	人	98	92	89	87	82
	施設数	単位	2	3	3	3	3

【確保方策】

実態調査において、放課後児童クラブの利用ニーズは高くなっているため、放課後児童クラブが必要な地域については、実情に応じ施設の整備に努めます。さらに、支援員の確保策を推進するとともに、研修等の充実や情報共有の体制整備を行い、支援員の質の向上に努めます。また、配慮の必要な児童の受け入れ体制の強化についても検討していきます。

【新・放課後子ども総合プランについて】

国においては、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の解消を目指し、受け皿拡大を目指してきました。「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度末で終了していますが、令和6年3月の「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」において、引き続き、計画的に放課後児童対策を推進することとされています。

本町においては、放課後子ども教室を5地区で実施していますが、地区により、取組内容や実施回数が異なっています。今後は、各地区に地域学校協働活動推進員を配置するなどし、地域と学校との連携・協働を進め、放課後子ども教室の充実を図っていきます。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたっては、福祉部局と教育委員会が、共通のプログラムの協議、課題や問題意識の共有、情報交換を行う等の連携を図るとともに、「連携型」又は「校内交流型」の推進に向けた検討を行っていきます。

また、学校施設の活用を検討する場合には、各小学校における施設の状況等を確認するとともに、学校と十分協議していきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

【事業概要】

ショートステイは、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の育児疲れや育児不安、病気など）により、こどもを児童養護施設等で一定期間預かる事業です。トワイライトステイは、同様な目的で夜間預かる事業です。

【量の見込み】

① ショートステイ

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み		人	17	16	16	16	15
確保 方策	延べ人数	人日	17	16	16	16	15
	施設数	か所	3	3	3	3	3

② トワイライトステイ

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み		人	3	3	3	3	3
確保 方策	延べ人数	人日	3	3	3	3	3
	施設数	か所	3	3	3	3	3

【確保方策】

ショートステイ、トワイライトステイともに3か所で実施しており、必要時に対応できるよう委託先と連携し対応します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、体重等の測定や、育児相談を行い、子育てに関する情報提供を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	187	182	178	175	173
確保方策	人	187	182	178	175	173

【確保方策】

保健師等が訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供、養育環境の把握等を行い、支援が必要な場合には、養育支援訪問事業へつなげます。

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導や助言などを行うことにより家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	43	43	43	43	43
確保方策	人	43	43	43	43	43

【確保方策】

養育支援が必要な家庭に適切に支援を行うために保健師等を配置し、支援体制を整備します。

(7) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て支援等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	27	27	27	27	27
確保方策	人日	27	27	27	27	27

【確保方策】

家事や子育て等に不安を抱える子育て家庭等で、継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭を訪問し、適切な養育の支援ができるよう、支援体制の充実を図ります。

(8) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。さらに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	13	13	13	13	13
確保方策	人	13	13	13	13	13

【確保方策】

こどもの居場所づくりに取り組む事業所や団体等との連携・協働を図り、対象となる児童の支援の充実に努めます。また、ニーズの把握及び情報収集を行い、町が主体となる事業の実施についても検討します。

(9) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。さらに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とします。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	人	20	20	20	20	20

【確保方策】

親子の関係性や児童との関わり方等に不安を抱えている家庭に対して、親子の関係性やこどもの発達状況に応じて、ペアレントトレーニングや同じ悩みを抱える保護者同士の相談・情報提供の場を提供し、健全な親子関係の形成に向けた支援に努めます。

(10) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が集まり、仲間づくりや交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供・助言、その他の支援を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	組	470	462	446	437	429
確保方策	か所	2	2	2	2	2

【確保方策】

地域子育て支援センターにおいて実施します。

(11) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間において、認定こども園や幼稚園、保育所、地域子育て拠点などで一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込み】

① 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	1号認定	人日	24,011	23,334	22,129	21,866	21,452
	2号認定	人日	—	—	—	—	—
	計	人日	24,011	23,334	22,129	21,866	21,452
確保方策		人日	24,011	23,334	22,129	21,866	21,452
		か所	12	12	12	12	12

② 在園児対象型を除く

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	307	300	286	281	276
確保方策	人日	307	300	286	281	276

【確保方策】

幼稚園と認定こども園の幼稚園機能部分において実施される、在園児を対象とした預かり保育については、引き続き、幼稚園及び認定こども園の12か所で実施します。

また、在園児対象型を除く一時預かりは、藤原こども園及び川崎こども園において実施します。

(12) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気のこどもを病院や保育所に付設された専門スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育等をする事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	39	38	37	36	35
確保方策	人日	39	38	37	36	35
	か所	町内：1 広域利用	町内：1 広域利用	町内：1 広域利用	町内：1 広域利用	町内：1 広域利用

【確保方策】

藤原こども園に併設された「病後児保育室たんぽぽ」で実施します。また、大分県内において「病児保育の広域化」が実施されているため、その周知に努めます。

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生などのこどもがいる保護者を会員として、こどもの預かりなどの援助を希望する保護者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	260	253	247	240	233
確保方策	人日	260	253	247	240	233

【確保方策】

相互援助活動が円滑に実施できるよう、まかせて会員の確保のために周知を図りま

す。

(14) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込 み	対象者数	人	188	183	179	176	174
	健診回数	人回	2,632	2,562	2,506	2,464	2,436
確保方策		人回	2,632	2,562	2,506	2,464	2,436

【確保方策】

母子健康手帳の交付時にあわせて妊婦健康診査の受診券(14回分)の交付を継続し、妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図ります。必要時には医療機関と連携し、支援を行うことで、安心して子育てができる環境を整えます。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園及び保育所に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品及び文房具その他の教育及び保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に関する費用等を助成する事業です。

【実施方針】

これまでの実績から量を見込んでいませんが、必要時には実費負担の費用について、低所得世帯へ支援します。

(16) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施方針】

これまでの実績から量を見込んでいませんが、事業者からの申請に基づき、必要時には事業を展開します。

(17) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【実施方針】

引き続き、調整機関職員やネットワーク構成員を対象とした研修等を実施し、専門性の強化を図ります。



(18) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【量の見込み】

			単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	妊婦等包括 相談支援事業	妊娠届出数	件	188	183	179	176	174
		1組当たり 面談等回数	回	4	4	4	4	4
		面談等実施 合計回数	回	752	732	716	704	696
確保の 方策	妊婦等包括 相談支援事業	こども家庭 センターに おける面談 等実施合計 回数	回	752	732	716	704	696

【確保方策】

妊婦や子育て家庭からの相談に、きめ細やかに対応できるよう、こども家庭センターの体制の充実を図ります。

(19) 産後ケア事業

【事業概要】

産科退院後に支援が必要な母子を対象に、宿泊型やデイサービスの利用を通じて、母親の心身のケアやサポートを行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	146	139	132	125	125
確保方策	人日	146	139	132	125	125

【確保方策】

支援が必要な母子が利用できるよう、事業の周知を図るとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所等を利用していない満3歳未満の児童を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で保育を提供します。

【量の見込み】

① 0歳児

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	—	2	2	2	2
確保方策	人日	—	2	2	2	2

② 1歳児

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	—	4	4	4	3
確保方策	人日	—	4	4	4	3

③ 2歳児

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	—	3	3	3	3
確保方策	人日	—	3	3	3	3

【確保方策】

令和8年度より全自治体で実施することとなっており、利用者のニーズの把握とともに、実施に向けた体制整備に努めます。

第6章 計画の推進体制



1 関係機関との連携・協働

こども・子育て支援に関わる事業や取組は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等、多岐にわたっています。本計画の推進にあたっては、庁内の関係各課に加え、児童相談所、保健所、警察等の関係機関と連携を強化しながら取組を推進します。

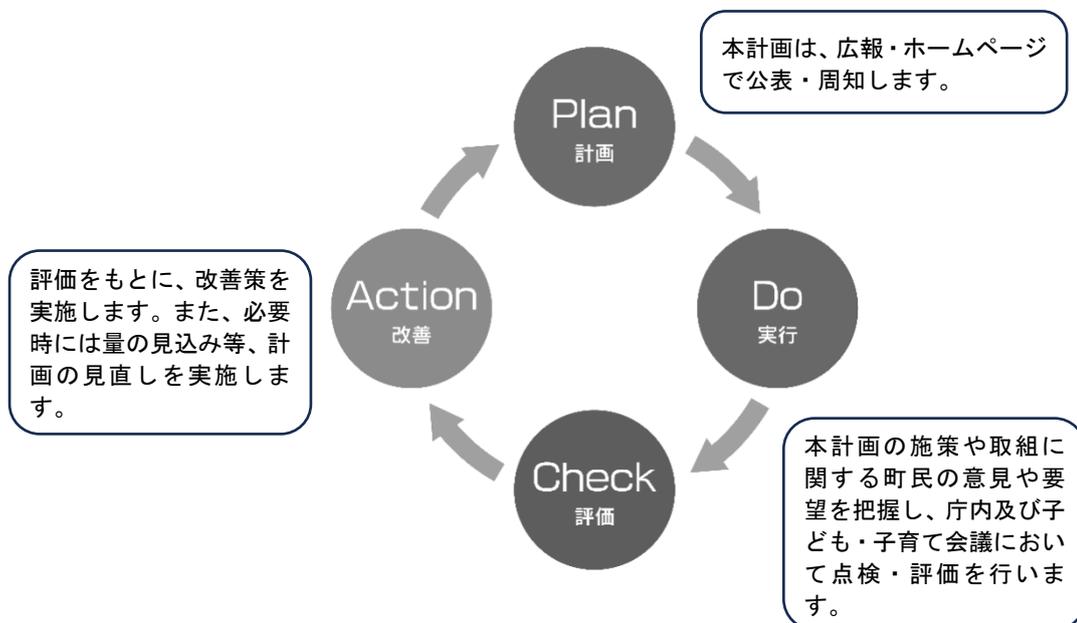
また、教育・保育事業者をはじめ、家庭や地域、こどもや子育て支援に主体的に取り組んでいる住民団体やボランティア、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、企業等との連携・協働により、地域社会全体で子育て支援の推進を図ります。

さらに、ひとり親家庭の自立支援、障がいのあるこどもや要保護児童への対応等、専門的な支援を必要とする場合については、県や近隣市町等との連携・調整を図りながら、きめ細やかな支援に努めます。

2 進捗状況の点検・評価

本計画の着実な推進のためには、PDCA サイクル（計画、実行、評価、改善）の考え方に基づいた適切な進行管理が必要です。本計画に基づく事業や施策については、庁内関係各課を中心に、進捗状況の点検、評価、見直しを行い、改善策を実施することで適切な進行管理に努めます。

また、計画の中間年度を目安として「日出町子ども・子育て会議」において、進捗状況の点検、評価を行い、必要時には計画の見直しを行います。



3 事業目標

各種施策を推進するため、数値目標を次の通り設定します。

■基本目標1 こどもに共通の支援

※施策項目の数字は、「第4章 施策の展開」の施策目標と施策の番号

No.	項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	施策項目※
1	こども自身が考え意見を表明できる場	1か所	5か所	こども会議等の開催
2	町内のこども食堂	3か所	5か所	4-2生活の支援 基本目標2の2-4 こどもの居場所づくり
3	乳幼児とのふれあいの受け入れ施設数	13か所	14か所	2-1②乳幼児とのふれあい体験の推進
4	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合※ ¹	3~4か月児	97.9%	6-1相談支援体制の整備 基本目標2の1-5 相談機会の充実
5		1歳6か月児	83.7%	
6		3歳児	63.1%	
7	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合※ ¹	3~4か月児	100%	
8		1歳6か月児	65.2%	
9		3歳児	88.4%	
10	交通指導員等の確保	8人	15人以上	7-4防犯や交通安全に関するボランティアの育成・支援
11	安全な歩道整備事業の進捗率	80%	90%	7-6道路や公園等の整備

■基本目標2 こどもの成長に応じた支援

No.	項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	施策項目
1	妊娠中の妊婦の喫煙率※ ¹	2.3%	0%	1-2妊娠期・産後の育児支援の充実
2	妊娠中のパートナーの喫煙率※ ²	39.15%	—	
3	妊産婦の歯科健診受診率※ ¹	35.97%	50%	
4	妊産婦の保健指導受診率※ ¹	100%	100%	
5	産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合※ ¹	10.2%	5%	
6	産後ケア事業の延べ利用人数	54人日	125人日	
7	乳児家庭全戸訪問事業の実施率	100%	維持	1-9乳児家庭全戸訪問事業の充実

※1 成育医療等基本方針の市町村指標

※2 今後把握を行っていく監視指標とし、目標値は設定しない

第6章 計画の推進体制

No.	項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	施策項目
8	4か月児健康診査の受診率		99%	維持	1-3 乳幼児健康診査等の充実
9	1歳6か月児健康診査の受診率		101.7%	維持	
10	3歳児健康診査の受診率		100%	維持	
11	むし歯のない3歳児の割合		88.4%	90%	
12	朝食を毎日食べている者の割合	小学生	88.6%	99%	1-11 乳幼児期の食育の充実 基本目標1の2-1 ①食事づくり等の体験活動の推進
13		中学生	89.1%	99%	
14		17歳	75.8%	99%	
15	家族と食事をしている者の割合	小学生	95.3%	99%	
16		中学生	92.8%	99%	
17		17歳	87.1%	99%	
18	食育に関心を持つ保護者の割合		81.4%	85%	1-11 乳幼児期の食育の充実
19	放課後児童クラブの施設数		12か所	17か所	2-4 こどもの居場所づくり
20	日出町標準学力調査における正答率50%未満の児童の割合		28.2%	20%以下	2-1 教育環境等の整備
21	日出町標準学力調査における正答率50%未満の生徒の割合		36.7%	30%以下	

■基本目標3 子育て家庭への支援

No.	項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	施策項目
1	子育てが地域の人に支えられていると感じる割合	未就学児童	67.4%	75%	2-10 子育て支援者の確保・育成
2		小学生	68.4%	75%	
3	この地域で子育てをしたいと思う親の割合※1	3~4か月児	98.5%	100%	施策目標2 全体
4		1歳6か月児	94.4%	100%	
5		3歳児	97.4%	100%	
6	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合※1	3~4か月児	94.9%	100%	基本目標3 全体
7		1歳6か月児	75.8%	100%	
8		3歳児	74.2%	100%	
9	ファミリー・サポート・センターを知っている割合		68.0%	80%	2-4 ファミリー・サポート・センター事業の充実

※1 成育医療等基本方針の市町村指標

資料編



1 日出町子ども・子育て会議条例

平成25年6月24日条例第31号

改正

平成29年3月22日条例第14号

令和5年6月23日条例第21号

日出町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、日出町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年日出町条例第15号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年3月22日条例第14号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 子ども・子育て会議委員一覧

■ 令和4年度 日出町子ども・子育て会議委員

任期：令和5年2月16日から令和7年2月15日

No.	分野	所属機関等	職名	氏名	備考
1	学識経験者	大分県立看護科学大学 専門看護学講座 助産学 研究室	教授	梅野 貴恵	会長
2	教育関係	日出町教育委員会	教育委員	菅 英一	副会長
3	教育関係	日出町校長会	会長	浅野 邦広	
4	医療関係	てしまこどもの杜クリニ ック	院長	手島 正裕	
5	保健関係	大分県東部保健所 地域保健課	課長補佐(総括)	竹永 祐子	
6	司法関係	杵築人権擁護委員協議会	常務委員	西村 正巳	
7	事業主関係	日出町商工会	事務局長	江口 弘和	
8	児童福祉関係	日出町民生委員児童委員 協議会	主任児童委員	原田 秀正	
9	児童福祉関係	みのり学園児童発達支援 センター「プリンちゃん」	管理者	大木 昌太郎	
10	教育・保育関係	日出やまとこども園	園長	佐藤 拓未	
11	教育・保育関係	日出町幼稚園会 (豊岡幼稚園)	主任教諭	河野 志紀	
12	子育て支援関係	ふじわら放課後児童クラ ブ	運営委員長	小崎 亜弥	
13	子育て支援関係	さざんか児童館	館長	佐藤 貴子	
14	子育て支援関係	日出町社会福祉協議会	子育て支援課長	阿部 敬子	
15	保護者代表	日出町 PTA 連合会	会長	三浦 賢一郎	
16	保護者代表	日出やまとこども園保護 者代表	保護者代表	藤井 貴之	
17	保護者代表	元豊岡幼稚園保護者代表	保護者代表	山口 僚子	

■ 令和5年度 日出町子ども・子育て会議委員

No.	分野	所属機関等	職名	氏名	備考
1	学識経験者	大分県立看護科学大学 専門看護学講座 助産学 研究室	教授	梅野 貴恵	会長
2	教育関係	日出町教育委員会	教育委員	菅 英一	副会長
3	教育関係	日出町校長会	会長	浅野 邦広	
4	医療関係	てしまこどもの杜クリニ ック	院長	手島 正裕	
5	保健関係	大分県東部保健所 地域保健課	課長補佐(総括)	市原 恭子	令和5年 12月18日 から
6	司法関係	杵築人権擁護委員協議会	常務委員	西村 正巳	
7	事業主関係	日出町商工会	事務局長	久保 精治	令和5年 度から
8	児童福祉関係	日出町民生委員児童委員 協議会	主任児童委員	原田 秀正	
9	児童福祉関係	みのり学園児童発達支援 センター「プリンちゃん」	管理者	大木 昌太郎	
10	教育・保育関係	日出やまとこども園	園長	佐藤 拓未	
11	教育・保育関係	日出町幼稚園会 (豊岡幼稚園)	主任教諭	河野 志紀	
12	子育て支援関係	ふじわら放課後児童クラ ブ	運営委員長	小崎 亜弥	
13	子育て支援関係	さざんか児童館	館長	佐藤 貴子	
14	子育て支援関係	日出町社会福祉協議会	子育て支援課長	阿部 敬子	
15	保護者代表	日出町 PTA 連合会	会長	樋口 大造	令和5年 12月18日 から
16	保護者代表	日出やまとこども園保護 者代表	保護者代表	藤井 貴之	
17	保護者代表	元豊岡幼稚園保護者代表	保護者代表	山口 僚子	

■ 令和6年度 日出町子ども・子育て会議委員

No.	分野	所属機関等	職名	氏名	備考
1	学識経験者	大分県立看護科学大学 専門看護学講座 助産学 研究室	教授	梅野 貴恵	会長
2	教育関係	日出町教育委員会	教育委員	菅 英一	副会長
3	教育関係	日出町校長会	副会長	堀 敬一	令和6年 度から
4	医療関係	てしまこどもの杜クリニ ック	院長	手島 正裕	
5	保健関係	大分県東部保健所 地域保健課	課長補佐(総括)	市原 恭子	
6	司法関係	杵築人権擁護委員協議会	常務委員	西村 正巳	
7	事業主関係	日出町商工会	事務局長	水元 健二	令和6年 度から
8	児童福祉関係	日出町民生委員児童委員 協議会	主任児童委員	原田 秀正	
9	児童福祉関係	みのり学園児童発達支援 センター「プリンちゃん」	管理者	大木 昌太郎	
10	教育・保育関係	日出やまとこども園	園長	佐藤 拓未	
11	教育・保育関係	日出町幼稚園会 (豊岡幼稚園)	主任教諭	河野 志紀	
12	子育て支援関係	ふじわら放課後児童クラ ブ	事務局長	小崎 亜弥	
13	子育て支援関係	さざんか児童館	館長	佐藤 貴子	
14	子育て支援関係	日出町社会福祉協議会	子育て支援課長	阿部 敬子	
15	保護者代表	日出町 PTA 連合会	会長	中島 康博	令和6年 5月10日 から
16	保護者代表	日出やまとこども園保護 者代表	保護者代表	藤井 貴之	
17	保護者代表	元豊岡幼稚園保護者代表	保護者代表	山口 僚子	

3 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和6年1月19日 ～令和6年2月21日	第3期子ども・子育て支援事業計画のための実態調査
令和6年8月22日	第1回 日出町子ども・子育て会議開催 【議事】 (1) 実態調査（アンケート調査）実施概要について (2) 実態調査（アンケート調査）結果の概要について (3) 第2期計画の実施状況と評価について (4) 日出町のこどもと子育てを取り巻く現状について (5) 日出町のこどもと子育てを取り巻く課題について
令和6年10月31日	第2回 日出町子ども・子育て会議開催 【議事】 (1) 第3期日出町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ① 骨子案について ② 量の見込み・確保の方策について
令和6年12月19日	第3回 日出町子ども・子育て会議開催 【議事】 (1) 第3期日出町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ① 施策の展開について ② 子ども・子育て支援事業の実施計画について ③ 計画の推進体制について (2) パブリックコメントについて
令和6年12月27日 ～令和7年1月17日	パブリックコメント実施
令和7年1月30日	第4回 日出町子ども・子育て会議開催 【議事】 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第3期日出町子ども・子育て支援事業計画案について (3) 今後の日程について (4) その他



第3期 日出町子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月

発行 日出町

編集 日出町子育て支援課

〒879-1592 大分県速見郡日出町 2974 番地1

TEL : 0977-73-3177 FAX : 0977-73-3178

ホームページ : <https://www.town.hiji.lg.jp/>

E-mail : kosodate@town.hiji.lg.jp

